関原発第26号

2023年5月9日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力株式会社執行役社長森

設計及び工事計画認可申請書の一部補正について

2023年3月31日付け関原発第652号をもって申請しました設計及び工 事計画認可申請書について、別紙のとおり一部補正します。 本資料のうち枠囲みの内容は、

テロ等対策における機密に係る事項又は商業

機密に係る事項であるため公開できません。

高浜発電所第3号機

設計及び工事計画認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

目 次

		頁
1.	設計及び工事計画認可申請書補正項目を記載した書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・	T3-1
2.	補正を必要とする理由を記載した書類	T3-2
3.	設計及び工事計画認可申請書補正内容及び補正を行う書類 ・・・・・・・・・・・・	T3-3

1. 設計及び工事計画認可申請書補正項目を記載した書類

補正項目

2023年3月31日付け関原発第652号をもって申請した設計及び工事計画認可申請書の うち、「I.氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」、「Ⅱ.工事計 画」、「Ⅲ.工事工程表」、「Ⅳ.設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」、「V.変 更の理由」及び「Ⅵ.添付書類」を補正し、その内容について「3.設計及び工事計画認可申請 書補正内容及び補正を行う書類」に示す。

2. 補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

2023年3月31日付け関原発第652号にて申請した設計及び工事計画認可申請書について、記載の適正化を行うため補正する。

3. 設計及び工事計画認可申請書補正内容及び補正を行う書類

(1) 設計及び工事計画認可申請書補正内容

- a. I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- b. Ⅱ. 工事計画
- c.Ⅲ.工事工程表
- d. IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
- e. V. 変更の理由
- f. VI. 添付書類
- (2) 補正を行う書類

補正を行う書類の一式を別紙1に示す。

補正を行う書類

- 1. Ⅰ. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2. Ⅱ. 工事計画
- 3. Ⅲ. 工事工程表
- 4. IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
- 5. V. 変更の理由
- 6. VI. 添付書類

1. I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 関西電力株式会社

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号

代表者の氏名 執行役社長 森 望

2. Ⅱ. 工事計画

Ⅱ. 工事計画

発電用原子炉施設

- 1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
 - 名 称 高浜発電所
 - 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 2 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出 力	3,392,000 kW
第1号機	826,000 kW
第2号機	826,000 kW
第3号機	870,000 kW(今回申請分)
第4号機	870,000 kW
周波数	60 Hz

【申請範囲】(変更の工事に該当するものに限る)

その他発電用原子炉の附属施設

- 4 火災防護設備
 - 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 - (1) 基本設計方針
 - (2) 適用基準及び適用規格
 - 4 火災防護設備に係る工事の方法

その他発電用原子炉の附属施設

- 4 火災防護設備
 - 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 - (1) 基本設計方針

変更前	変更後
用語の定義は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基	
準に関する規則の解釈」の第2条(定義)及び「実用発電用原子炉	
及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」の1.2(用語の定	
義)による。	
それ以外の用語については以下に定義する。	
1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有す	
る系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する	
もの」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下「重要施	
設」という。)	変更なし
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設	
とする。(以下「安全施設」という。)	
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有	
するものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」とい	
う。)	
4. 火災防護設備の基本設計方針「第2章 個別項目」の「1.	
火災防護設備の基本設計方針、2.主要対象設備」において	
は、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事	
故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定	

変更前	変更後
される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。	
5. 火災防護設備の基本設計方針「第2章 個別項目」の「1.	
火災防護設備の基本設計方針、2.主要対象設備」において	
は、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事	変更なし
故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定	
される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まない	
ものとする。	
第1章 共通項目	
火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象	
(2.2 津波による損傷の防止を除く。)、4.溢水等、5.	
設備に対する要求(5.8 電気設備の設計条件を除く。)、	変更なし
6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」	
の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針	
「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	
第2章 個別項目	第2章 個別項目
1. 火災防護設備の基本設計方針	1. 火災防護設備の基本設計方針
1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設	1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設
設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を	変更なし
損なわないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及	
び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。	
火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が	
発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発	

変更前	変更後
生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるもの	
である設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器	
等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。	
原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設におい	
て火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成	
し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却材系統のイ	
ンベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機	
能及び電源、補機冷却水等のサポート機能を確保するための構築	
物、系統及び機器とする。	
放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火	
災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保	変更なし
するために必要な構築物、系統及び機器とする。	
重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するため	
に必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置す	
る火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。	
建屋内、原子炉格納容器、アニュラス及び	
災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域	
を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置を系	
統分離も考慮して、火災区域として設定する。	
建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停	
止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能	

変更前	変更後
を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上	
の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート壁	
厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試	
験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫	
通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。)により他の火災区域	
と分離する。	
火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火	
災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。	
屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施す	
るために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故	
等対処施設の配置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を	変更なし
考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この	
延焼防止を考慮した管理については、保安規定に定める。	
火災区画は、建屋内及び で設定した火災区域	
を、系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設	
と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。	
設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発	
生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを	
考慮した火災防護対策を講じる設計とする。	
発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対	
処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災	
の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策	

変更前	変更後
を講じることを保安規定に定め、その他の設計基準対象施設、可	
搬型重大事故等対処設備、多様性拡張設備及びその他の発電用原	
子炉施設は、保安規定に設備に応じた火災防護対策を講じること	
を定め、管理する。	
(1) 火災発生防止	(1) 火災発生防止
a. 火災の発生防止対策	変更なし
火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の	
発生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油及び燃料油を内包す	
る設備並びに水素を内包する設備を対象とする。	
潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造、	
オイルパン、ドレンリム、堰、油回収装置、液面の監視及び点検	
による潤滑油、燃料油の漏えいの早期検知によって漏えい防止、	
拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、潤滑油及び燃料油を内	
包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大	
事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置又は離隔によ	
る配置上の考慮を行う設計とする。	
潤滑油及び燃料油を内包する設備がある火災区域は、空調機器	
による機械換気又は自然換気を行う設計とする。	
潤滑油及び燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転	
に必要な量にとどめる設計とする。	

変更前	変更後
水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タン	
ク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ及び金属	
ダイヤフラムによって、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を	
行う設計とする。	
水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積	
制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原	
子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわない	
よう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水素を内包	
する設備を設置する火災区域は、多重化した空調機器による機械	
換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。	
	変更なし
火災区域内へ水素を内包するボンベを持ち込む場合は、保安規	
定に従い、火災の発生防止対策を講じる。	
火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積	
制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、設定濃度にて中央制御	
室又はに警報を発する設計とする。	
蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室又は	
に警報を発する設計とする。また、蓄電池室には、	
直流開閉装置やインバータを設置しない。	
放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火	

変更前	変更後
災区域には、崩壊熱による火災発生の考慮が必要な放射性物質を	
貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含んだ使用済イオン	
交換樹脂、チャコールフィルタ及び微粒子フィルタは、保安規定	
に金属製の容器や不燃シートに包んで保管することを定め、管理	
する。	
火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火	
災区域において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の	
局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を	
防止すること及び引火点の高い潤滑油及び燃料油を使用すること	
を保安規定に定め、管理する。	変更なし
火災の発生防止のため、可燃性の微粉を発生する設備及び静電	
気が溜まるおそれがある設備を火災区域に設置しないことによっ	
て、可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計と	
する。	
火災の発生防止のため、発火源への対策として、金属製の本体	
内に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、	
高温部分を保温材で覆うこと又は原子炉格納容器水素燃焼装置は	
通常時に高温とならない措置を行うことによって、可燃性物質と	
の接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。	

変更前	変更後
火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保	
護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流に	
よる過熱及び焼損を防止する設計とする。	
安全補機開閉器室は、電源供給のみに使用することを保安規定	
に定め、管理する。	
火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は高圧水	
の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気	
を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素	
の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。	
重大事故時の原子炉格納容器内及びアニュラス内の水素につい	変更なし
ては、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とす	
る。	
b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材	
料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材	
料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上	
の性能を有するものを使用する設計、若しくは、当該構築物、系	
統及び機器の機能を確保するために必要な不燃性材料又は難燃性	
材料と同等以上の性能を有するものの使用が技術上困難な場合	
は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災	

変更前	変更後
防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生	
することを防止するための措置を講じる設計とする。	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機	
器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持	
構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の	
金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする	
が、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替	
材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設	
置し直接火炎に晒されることのない設計とする。また、金属に覆	
われた機器の駆動部の潤滑油並びに金属で覆われた機器躯体内部	変更なし
に設置する電気配線は、機器躯体内部の設置によって、発火した	
場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に	
延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使	
用する設計とする。	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保	
温材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又	
は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とす	
る。	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建	
屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材	

変更前	変更後
料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の	
性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防法	
に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験によ	
り確認した材料を使用する設計とする。ただし、原子炉格納容器	
内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料	
であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著し	
い燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広が	
らず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼	
しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停	
止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の	
材料を使用し、その周辺における可燃物管理を保安規定に定め、	変更なし
管理することから、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計と	
する。	
また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用	
する設計とする。	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケ	
ーブルは、原則、自己消火性を確認するUL1581(Fourth Edition)	
1080.VW-1垂直燃焼試験並びに延焼性を確認するIEEE Std 383-	
1974垂直トレイ燃焼試験又はIEEE Std 1202-1991垂直トレイ燃焼	
試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを	
使用する設計とするが、核計装用ケーブル、放射線監視設備用ケ	

変更前	変更後
ーブル及び通信連絡設備の専用ケーブルのように実証試験により	
延焼性等が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の	
性能を有する設計とするか、難燃ケーブルと同等以上の性能を有	
するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災	
に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設	
において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計	
とする。	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気	
空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、「JIS L 1091	
(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JACA No.11A(空気清浄装	
置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人 日本空気清浄協	変更なし
会))」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内	
の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していな	
いものを使用する設計とする。	
c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止	
落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に	
火災が発生しないように、避雷設備を設置する設計とする。	
火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性	
能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子	

変更前	変更後
炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、耐	
震クラスに応じた耐震設計とする。	
重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能を	
もつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及	
びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、施設の	
区分に応じた耐震設計とする。	
重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護又は	
に設置することにより、火災発生防止を講じる設	
計とし、竜巻(風(台風)を含む。)から、竜巻飛来物防護対策	
設備の設置、空冷式非常用発電装置の固縛、衝突防止を考慮して	
実施する燃料油又は潤滑油を内包した車両の飛散防止対策や空冷	
式非常用発電装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策、建	
屋内及び に設置することにより、火災の発生防止	
を講じる設計とする。地すべりについては、安全施設の安全機能	
及び重大事故等に対処する機能に影響を及ぼすおそれがないこと	
を影響評価で確認することで、火災の発生防止を行う設計とす	
る。	
(2)火災の感知及び消火	(2)火災の感知及び消火
火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防	変更なし
護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を	
限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。	

変更前	変更後
火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時	
及び地震後においても、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及	
び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とす	
る。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析・評	
価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設	
備全体としての機能が保持される設計とする。	
a. 火災感知設備	a. 火災感知設備
火災感知設備のうち火災感知器(「3号機設備」、「3・4号	変更なし
機共用、3号機に設置」、「3・4号機共用、4号機に設置」、	
「1 ・2 ・3 ・4 号機共用、3 号機に設置」、「1 号機設備、	
1 • 2 • 3 • 4 号機共用、1 号機に設置」) (以下「火災感知	
器」という。)は、火災区域又は火災区画における放射線、取付	
面高さ、温度、湿度、空気流の環境条件、予想される火災の性質	
(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)や、火災	
防護上重要な機器等の種類を考慮し、火災を早期に感知できるよ	
う、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱	
感知器、アナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は紫外線を	
感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災	
の早期感知に優位性がある炎感知器から異なる種類の火災感知器	
を組み合わせて設置する設計を基本とする。	

変更前	変更後
なお、基本設計のとおりに火災感知器を設置できない箇所は、	
環境条件を考慮し、アナログ式でない熱感知器、防爆型の熱感知	
器、防爆型の炎感知器を設置する設計とする。	
アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、アナログ	
式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高	
温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場	
合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設	
置や防水型を採用する設計とする。	
火災感知設備のうち火災受信機盤(「1・2・3・4号機共	
用、3号機に設置」、「1号機設備、1・2・3・4号機共用、	変更なし
1号機に設置」) (以下「火災受信機盤」という。)は、作動し	
た火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央	
制御室において常時監視できる設計とする。	
なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所	
(緊急時対策所建屋内)及び においても監視できる	
設計とする。	
火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時に	
おいても火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代	
替電源並びに から電力が供給開始されるまで	
の容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、原子炉の安全停	

変更前	変更後
止に必要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又	
は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設	
計とする。	
火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍	
結、風水害、地震によっても、機能を保持する設計とする。	
屋外に設置する火災感知設備は、外気温度が-10℃まで低下し	
ても使用可能な火災感知器を設置する。	
屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、風水害の	
影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復	
旧する設計とする。	
b. 消火設備	b. 消火設備
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火	変更なし
災区域又は火災区画には、設備の破損、誤動作又は誤操作により	
消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又	
は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械	
設備に影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火	
災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とな	
るところは、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備で	
あるスプリンクラー(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号	
機に設置」、「4号機設備、3・4号機共用、4号機に設置」、	
「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」) (以下「スプリン	

変更前	変更後
クラー」という。)、全域ハロン消火設備(「3号機設備」、	
「3・4号機共用、3号機に設置」、「4号機設備、3・4号機	
共用、4号機に設置」、「1号機設備、1・2・3・4号機共	
用、1号機に設置」) (以下「全域ハロン消火設備」とい	
う。)、局所ハロン消火設備(「3号機設備」、「1・2・3・	
4号機共用、3号機に設置」)(以下「局所ハロン消火設備」と	
いう。)、ケーブルトレイ消火設備(「3号機設備」、「3・4	
号機共用、3号機に設置」、「4号機設備、3・4号機共用、4	
号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」)	
(以下「ケーブルトレイ消火設備」という。)、二酸化炭素消火	
設備、エアロゾル消火設備(「3号機設備」、「3・4号機共	変更なし
用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設	
置」) (以下「エアロゾル消火設備」という。)、水噴霧消火設	
備(「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機	
共用、3号機に設置」) (以下「水噴霧消火設備」という。) に	
より消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影	
響により消火活動が困難とならないところは、自動消火設備であ	
る海水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は消	
火栓により消火を行う設計とする。	
スプリンクラーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動	
作後は消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プ	
ラント運転状況の確認を行うことを保安規定に定める。	

変更前	変更後
原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響に	
より消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である	
消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線	
の影響のため消火要員による消火活動が困難である場合は、原子	
炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。	
中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消火を	
行う設計とする。	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火	
災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。	
(a)消火設備の消火剤の容量	(a)消火設備の消火剤の容量
消火設備の消火剤は、想定される火災の性質(急激な温度変	変更なし
化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)に応じた十分な容量を配	
備するために、スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロ	
ン消火設備、二酸化炭素消火設備及び水噴霧消火設備については	
消防法施行規則に基づく消火剤を配備する設計とする。	
また、ケーブルトレイ消火設備の消火剤は、実証試験により消	
火性能を確認した試験の消火剤濃度以上となる容量以上を確保す	
るよう設計する。エアロゾル消火設備の消火剤は、UL2775(Fixed	
Condensed Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消	
火剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。	

変更前	変更後
消火用水供給系の水源である淡水タンク(1・2・3・4号機	
共用、3号機に設置(以下同じ。))、地震等により淡水タンク	
が使用できない場合に使用する消火水バックアップタンク(3・	
4号機共用、3号機に設置(以下同じ。))は、スプリンクラー	
の最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量を確保する設計	
とする。	
屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設	
計する。	
(b)消火設備の系統構成	(b)消火設備の系統構成
イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性	イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性
消火用水供給系は、No.2電動消火ポンプ(1・2・3・4号機	変更なし
共用、3号機に設置) (以下「電動消火ポンプ」という。)及び	
No.2ディーゼル消火ポンプ(1・2・3・4号機共用、3号機に	
設置) (以下「ディーゼル消火ポンプ」という。)の設置による	
多様性並びに水源である淡水タンク3基の設置による多重性を有す	
る設計とする。	
ディーゼル消火ポンプの駆動用の燃料は、No.2ディーゼル消火	
ポンプ燃料サービスタンク(1・2・3・4号機共用、3号機に	
設置(以下同じ。))に貯蔵する。	
また、地震により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の	
消火水バックアップポンプ(3・4号機共用、3号機に設置(以	

変更前	変更後
下同じ。))、6基の消火水バックアップタンクの設置により多重	
性を有する設計とする。	
原子炉格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプの2台	
設置による系統の多重性及び使用可能な場合に水源とする淡水タ	
ンクの3基設置による多重性を有する設計とする。淡水タンクが使	
用できない場合に水源とする静的機器である燃料取替用水タンク	
は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火時間を考慮した容量	
とする。	
ロ.系統分離に応じた独立性	ロ. 系統分離に応じた独立性
火災防護対象機器等の相互の系統分離を行うために設置する自	火災防護対象機器等の相互の系統分離を行うために設置する自
動消火設備であるスプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハ	動消火設備であるスプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハ
ロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備	ロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備及
は、動的機器の単一故障を想定したスプリンクラーの予作動弁や	びエアロゾル消火設備は、動的機器の単一故障を想定したスプリ
ガス消火設備の選択弁の多重化又は火災防護対象機器の系列ごと	ンクラーの予作動弁やガス消火設備の選択弁の多重化又は火災防
に消火設備を設置する <u>等(注1)</u> によって、系統分離に応じた独立性を	護対象機器の系列ごとに消火設備を設置する等によって、系統分
有する設計とする。	離に応じた独立性を有する設計とする。
ハ. 消火用水の優先供給	ハ. 消火用水の優先供給
消火用水供給系は、他の系統と共用しない運用により、消火用	変更なし
水を確保する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及	
び消火水バックアップタンクには、「(a)消火設備の消火剤の	

変更前	変更後
容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保することを保	
安規定に定め、管理することによって、消火を優先する設計とす	
る。	
(c)消火設備の電源確保	(c)消火設備の電源確保
ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源	変更なし
喪失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設	
計とする。	
ただし、消火水バックアップポンプは、非常用電源又は代替電	
源から受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失	
時においても機能を失わない設計とする。	
スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、	
二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備は、	
外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の作動に必要	
な電源が蓄電池により確保される設計とする。	
(d)消火設備の配置上の考慮	(d)消火設備の配置上の考慮
イ. 火災による二次的影響の考慮	変更なし
スプリンクラーは、閉鎖型のスプリンクラーヘッドの採用、ケ	
ーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災	
防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱	
による直接的な影響、煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響	

変更前	変更後
を受けない設計とする。	
全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備及び二酸化炭素消火	
設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生して	
いない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災	
の火炎、熱による直接的な影響、煙、流出流体、断線及び爆発の	
二次的影響を受けない設計とする。	
ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁	
性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤	
を留める設計により、火災が発生していない火災防護上重要な機	
器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な	
影響、煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計	変更なし
とする。	
水噴霧消火設備は、放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼ	
さない水の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な	
機器等が、火災の火炎、熱による直接的な影響、煙、流出流体、	
断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。	
また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影	
響を及ぼさないよう、ガス消火設備のボンベ及び制御盤は、消防	
法施行規則に基づき、消火対象空間に設置しない設計とする。	
ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損	
及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボン	
べの過圧を防止する設計とする。	

変更前	変更後
ロ.管理区域内からの放出消火剤の流出防止	
管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがあ	
る場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目	
皿や配管により排水及び回収し、液体廃棄物処理設備で処理する	
設計とする。	
ハ. 消火栓の配置	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火	
災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠	
し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。	
(e)消火設備の警報	(e)消火設備の警報
イ. 消火設備の故障警報	変更なし
消火ポンプ、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプ	
リンクラー、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備、エ	
アロゾル消火設備及び水噴霧消火設備は、設備異常の故障警報を	
中央制御室又はに発する設計とする。	
ロ. 固定式ガス消火設備の退出警報	
固定式ガス消火設備として設置する全域ハロン消火設備、局所	
ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備は、作動前に運転員その他	

変更前	変更後
の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。	
(f)消火設備に対する自然現象の考慮	(f)消火設備に対する自然現象の考慮
イ. 凍結防止対策	変更なし
外気温度が約0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防	
止を目的として、屋外消火栓から消火水を放水する運用について	
保安規定に定め、気温の低下時における消火設備の機能を維持す	
る設計とする。	
口. 風水害対策	
消火ポンプ、スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロ	
ン消火設備、二酸化炭素消火設備(ディーゼル発電機室)、ケー	
ブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備及び水噴霧消火設備	
は、風水害により性能が阻害されないよう、屋内に設置する。	
屋外に設置する消火設備は、風水害により性能が阻害されない	
よう、浸水防止対策を講じる設計とする。	
八. 地盤変位対策	
消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部	
には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置	
する。	
また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な	

変更前	変更後
給水接続口を建屋に設置する。	
(g) その他	(g)その他
イ.移動式消火設備(1・2・3・4号機共用、3号機に保管	変更なし
(以下同じ。))	
移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水	
源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車が点	
検又は故障の場合に備えた小型動力ポンプ付水槽車を配備する設	
計とする。	
ロ. 消火用の照明器具	
建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への	
経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容	
量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。	
ハ. ポンプ室の煙の排気対策	
自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置するポ	
ンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要	
員による可搬が可能な排風機(3・4号機共用、3号機に保管	
(以下同じ。))の配備によって、排煙による消火要員の視界の	
改善が可能な設計とする。	

変更前	変更後
二. 燃料設備	
使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるよう	
に使用済燃料を配置する設計とする。	
新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよ	
う、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計と	
する。	
(3) 火災の影響軽減	(3) 火災の影響軽減
a. 火災の影響軽減対策	a. 火災の影響軽減対策
火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設におい	火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設におい
て火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保	て火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保
するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及	するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及
び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。	び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。
火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセス	火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセス
を監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、	を監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、
このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための	このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための
手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要が	手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要が
ある。	ある。
このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災	このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災
区画内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火	区画内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火
災区画における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じ	災区画における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じ

変更前	変更後
る。	る。
(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策	(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策
中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等	中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等
は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のため	は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のため
の対策を講じる。	の対策を講じる。
イ.3時間以上の耐火能力を有する隔壁等(注2)	イ.3時間以上の耐火能力を有する隔壁等
火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能	火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能
力を確認した <u>隔壁等^(注2)</u> によって、互いに相違する系列間の系統分	力を確認した隔壁等によって、互いに相違する系列間の系統分離
離を行う設計とする。	を行う設計とする。
ロ.1時間耐火 <u>隔壁等^(注2)</u> 、火災感知設備及び自動消火設備	ロ.1時間耐火隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備
火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能	火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能
力を有する <u>隔壁等^(注2)の設置によって、</u> 互いに相違する系列間の系	力を有する隔壁等の設置によって、互いに相違する系列間の系統
統分離を行う設計とする。	分離を行う設計とする。
<u>隔壁等^(注2)は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験により1</u>	隔壁等は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験により1時
時間の耐火性能を有する設計とする。	間の耐火性能を有する設計とする。
1時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの真下に火災源	1時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの真下に火災源
がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面	がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面
まで達しない設計とする。	まで達しない設計とする。
火災感知設備は、自動消火設備の誤動作防止を考慮した <u>感知器</u>	火災感知設備は、自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器
等(注3)の作動により自動消火設備を動作(注4)させる設計とする。	等の作動により自動消火設備を動作させる設計とする。
消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備である全域	消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備である全域

変更前	変更後
ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリンクラー、ケーブ	ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリンクラー、ケーブ
ルトレイ消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置し、(2)火災	ルトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備又はエアロゾル消火設備
の感知及び消火 b. 消火設備(b)消火設備の系統構成 ロ. に示	を設置し、(2)火災の感知及び消火 b. 消火設備(b)消火設
す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。	備の系統構成 ロ. に示す系統分離に応じた独立性を有する設計と
	する。
	ハ. 火災源に対する対策を考慮した系統分離対策
	上記イ.及びロ.に示す火災の影響軽減のための措置を講じる
	設計と同等の設計として、ケーブルトレイを除く電線管等に敷設
	する火災防護対象ケーブル(電気盤及び制御盤を除く。以下本項
	において「火災防護対象ケーブル」という。)は、互いに相違す
	る系列間を分離するため、火災源の種類に応じた対策を行う設計
	とする。
	考慮する火災源は、互いに相違する系列の火災防護対象ケーブ
	ルのいずれか一方のケーブル、火災区域又は火災区画内に常に設
	置又は保管している火災防護対象ケーブル以外の設備の可燃性物
	質(火災防護対象ケーブルに火災による影響を及ぼさないものを
	除く。以下「固定火災源」という。)及び保守点検等で一時的に
	持ち込む可燃性物質(以下「持込み可燃物」という。)とし、そ
	れぞれ以下の(イ)、(ロ)、(ハ)に掲げる対策を行う設計と
	する。
	このうち、(ロ)、(ハ)の対策については、互いに相違する
	系列の火災防護対象ケーブルのいずれか一方のケーブルの周囲の

変更前	変更後
	火災源に対して対策を講じることを基本とし、固定火災源となる
	火災防護対象機器等を設置している火災区域又は火災区画におい
	ては、当該の火災防護対象機器等の系列と相違する系列の火災防
	護対象ケーブルの周囲の火災源に対して対策を講じる設計とす
	る。
	(イ)互いに相違する系列の火災防護対象ケーブルは、そのいず
	れか一方のケーブルで発生する火災に対して、1時間の耐火能力
	を有する隔壁等により火災防護対象ケーブル間を分離し、か
	つ、難燃性の耐熱シール材の処置等により自己消火する設計と
	する。隔壁等については、火災耐久試験により1時間の耐火性能
	を有する設計とする。
	(ロ) 固定火災源で発生する火災に対して、火災防護対象ケーブ
	ルから水平距離6mの範囲内は、1時間の耐火能力を有する隔壁等
	により火災防護対象ケーブルと固定火災源を分離し、かつ、固
	定火災源に火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計、又
	は3時間以上の耐火能力を有する隔壁等により火災防護対象ケー
	ブルと固定火災源を分離する設計とする。隔壁等は、火災耐久
	試験により所定の耐火性能を有する設計とし、火災感知設備及
	び自動消火設備は、上記ロ.と同じ設計とする。
	また、火災防護対象ケーブルから水平距離6mの範囲外は、
	(2) 火災の感知及び消火の設計により、当該場所で発生する
	火災が火災防護対象ケーブルに影響を及ぼさないように、早期

変更前	変更後
	に火災を感知し消火する運用とする。この運用については、保
	安規定に定めて管理する。
	なお、上記において固定火災源としない可燃性物質について
	は、火災防護対象ケーブルに火災による影響を及ぼさないこと
	を実証試験等によって確認する設計とする。
	(ハ) 持込み可燃物を火災源とする火災に対して、火災防護対象
	ケーブルから水平距離6mの範囲内は、可燃性物質を原則持ち込
	まない運用とする。具体的には、原子炉容器に燃料が装荷され
	ている期間は、当該範囲内に原子炉の安全確保等に必要な資機
	材の可燃性物質以外を持ち込まない管理を実施する。原子炉容
	器に燃料が装荷されている期間において、当該範囲内に原子炉
	の安全確保等に必要な資機材の可燃性物質を持ち込む必要があ
	る場合には、監視人の配置及び消火設備の配備等により、持込
	み可燃物を火災源とする火災が火災防護対象ケーブルに影響を
	及ぼさないように、早期に火災を感知し消火する運用とする。
	また、火災防護対象ケーブルから水平距離6mの範囲外は、
	(2) 火災の感知及び消火の設計により、当該場所で発生する
	火災が火災防護対象ケーブルに影響を及ぼさないように、早期
	に火災を感知し消火する運用とする。
	これらの運用については、保安規定に定めて管理する。

変更前	変更後
(b) 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策	(b) 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策
中央制御盤は、火災により中央制御盤の1つの区画の安全機能の	変更なし
全喪失を想定した場合に、原子炉を安全停止するために必要な手	
順を保安規定に定め管理する措置を行うとともに、(a)に示す	
火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、	
以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。	
系統分離として、中央制御盤の操作スイッチ間、盤内配線間、	
盤内配線ダクト間は、近接する他の構成部品に火災の影響がない	
ことを確認した実証試験の結果に基づく分離対策を行う設計と	
し、中央制御盤のケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても	
延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないことを実証試験に	
よって確認した金属外装ケーブル、テフロン電線及び難燃ケーブ	
ルを使用する設計とする。	
中央制御盤は、中央制御盤内に火災の早期感知を目的として、	
高感度煙感知器を設置し、また、保安規定に常駐する運転員の早	
期消火活動に係る運用を定め、管理することによって、相違する	
系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行う。	
火災発生箇所の特定が困難な場合も想定し、手動操作による固	
定式消火設備であるエアロゾル消火設備を設置する設計とする。	
(c)原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための対策	(c) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための対策
原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機器	変更なし

変更前	変更後
の動的機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に必要な手	
順を保安規定に定め管理する措置を行うとともに、(a)に示す	
火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、	
以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。	
イ. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生器のル	
ープごとに設置する等、延焼を抑制する6m以上の距離を確保	
し、異なる原子炉格納容器貫通部を通って、原子炉格納容器外	
に敷設するとともに、火災感知器は火災防護対象機器等に延焼	
するおそれがある機器又はケーブルトレイの火災を感知する配	
置とする。	
また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしないことを保安	変更なし
規定に定め、管理する。	
ロ.原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の	
熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器	
室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型と	
する。	
ハ.相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減	
対策を行うため、保安規定に消火要員による早期の手動による	
消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器	
スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定め、	

変更前	変更後
管理する。	
(d)換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策	(d)換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策
火災防護対象機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設	変更なし
備は、他の火災区域又は火災区画の火災の影響を軽減するため	
に、防火ダンパを設置する。	
換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排	
気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。	
(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策	(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策
運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の	変更なし
排煙設備(「3・4号機共用、3号機に設置」、「3・4号機共	
用、4号機に設置」(以下同じ。))によって、火災発生時の煙	
を排気する設計とする。	
電気ケーブルが密集する配線処理室は、自動消火設備である全	
域ハロン消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されること	
から、煙の排気は不要である。	
配線処理室は、2箇所の入口を設置することによって、消火要員	
による消火活動も可能とする。	
(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策	(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策
火災区域又は火災区画に設置する油タンクは、換気空調設備に	変更なし

変更前	変更後
よる排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。	
b. 原子炉の安全確保	b. 原子炉の安全確保
(a) 原子炉の安全停止対策	変更なし
イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を	
想定した設計	
発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系	
の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区画に設置	
される全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のた	
めの系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時	
に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。	
ロ.運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための	
機器に単一故障を想定した設計	
発電用原子炉施設内の火災に起因した運転時の異常な過渡変化	
及び設計基準事故に対処するための機器に対し、「発電用軽水型	
原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づく単一故障を想	
定しても、原子炉を支障なく安全停止できるよう、中央制御盤内	
の延焼時間内に対応操作を行うことを保安規定に定め管理すると	
ともに、制御盤の延焼を防止するための離隔距離を確保すること	
によって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を収束する	
ために必要な機能が失われないよう設計する。	

変更前	変更後
変更前 (b)火災の影響評価 イ.火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を 想定した設計に対する評価 設備の設置状況を踏まえた可燃性物質の量及び火災区域又は火 災区画(以下「火災区域等」という。)の面積を基に、発電用原 子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動 が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機 能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能であることを、当該	変更後
火災区域等の火災が隣接する火災区域等に影響を与えるか否かを 評価する火災伝播評価の結果に応じ、以下に示す火災影響評価に よって確認する。 火災影響評価は、火災区域又は火災区画の火災荷重の増加等又 は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。 火災影響評価の評価方法及び再評価については、保安規定に定 め、管理する。	変更なし
 (イ)隣接する火災区域等に影響を与える場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に 対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。 (ロ)隣接する火災区域等に影響を与えない場合 	

変更前	変更後
当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であ	
ることを評価する。	
ロ.運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための	
機器に単一故障を想定した設計に対する評価	
内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子	
炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準	
事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の	
安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化	
及び設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定し	
ても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できるこ	
とを確認する。	
(4)設備の共用	(4)設備の共用
火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区	変更なし
域、火災区画に火災感知器を設置することで、共用により発電用	
原子炉の安全性を損なわない設計とする。	
消火設備の一部は、火災発生時において必要となる十分な容量	
の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次	
的影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置することで、共	
用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。	

変更前	変更後
(5)設備の相互接続	(5)設備の相互接続
消火水連絡ラインは、1号機及び2号機の共用配管と3号機及	変更なし
び4号機の共用配管を相互接続するものの、通常は連絡弁を閉止	
することで物理的に分離することから、悪影響を及ぼすことはな	
く、連絡ライン使用時においても、各号機の圧力は同じとし、ま	
た、消火活動に必要な水量を有することで、発電用原子炉施設の	
安全性を損なうことのない設計とする。	
2. 主要対象設備	2. 主要対象設備
2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設	変更なし
火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災	
防護設備の主要設備リスト」に示す。	
(注1)記載の適正化を行う。既工事計画書には「こと」と記載	
(注2)記載の適正化を行う。既工事計画書には「隔壁」と記載	
(注3)記載の適正化を行う。既工事計画書には「感知器」と記載	
(注4)記載の適正化を行う。既工事計画書には「作動」と記載	

火災防護設備の共通項目の基本設計方針として、原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針「第1章 共通項目」を以下に示す。

申請範囲に係る部分に限る。

変更前	変更後
用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準	
に関する規則」の第2条(定義)による。	
それ以外の用語については以下に定義する。	
1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有す	
る系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する	
もの」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下「重要施	
設」という。)	
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設	
とする。(以下「安全施設」という。)	変更なし
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有	
するものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」とい	
う。)	
4. 設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じるおそれ	
があるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影	
響の程度が特に大きい施設を耐震重要施設とする。(以下「耐	
震重要施設」という。)	
5. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基	
準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」	

変更前	変更後
は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重	
大事故等対処施設」を含まないものとする。	
6. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基	変更なし
準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」	
は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重	
大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。	
第1章 共通項目	
2. 自然現象	
2.1 地震による損傷の防止	
2.1.1 耐震設計	
2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設	
(1) 耐震設計の基本方針	
耐震設計は、以下の項目に従って行う。	
a. 設計基準対象施設のうち、地震により生ずるおそれがあるそ	変更なし
の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度	
が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)は、その	
供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある	
地震(設置(変更)許可(平成27年2月12日)を受けた基準地震	
動Ss(以下「基準地震動Ss」という。))による加速度によっ	
て作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれ	
がない設計とする。重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要	
重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大	

変更前	変更後
事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準	
地震動Ssによる地震力に対して、重大事故等に対処するために	
必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	
b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全	
機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺	
斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く	
放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全	
機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要	
度」という。)に応じて、耐震重要度分類をSクラス、Bクラ	
ス及びCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐え	変更なし
られる設計とする。	
重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大	
事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、	
常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施	
設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設	
備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設	
を除く。)、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対	
処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)及び可搬型重大事	
故等対処設備に分類する。	
重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備	
以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設	

変更前	変更後
(特定重大事故等対処施設を除く。)は、代替する機能を有す	
る設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適	
用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。本施	
設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の	
両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動Ssに	
よる地震力を適用するものとする。	
c. 建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物(屋外重要	
土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。	
また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配	
管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能	変更なし
を求められる土木構造物をいう。	
d. Sクラスの施設(f. に記載のものを除く。)は、基準地震	
動Ssによる地震力に対してその安全機能が保持できる設計とす	
る。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力	
(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し、建物・構築	
物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。機	
器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する	
設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さ	
なレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その	
施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。動的機	

変更前	変更後
器等については、基準地震動による地震力に対して、当該機器	
に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能	
が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を	
考慮した評価を行う、又は既往の研究等で機能維持の確認がな	
された機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。	
また、設置(変更)許可(平成27年2月12日)を受けた弾性設	
計用地震動Sd(以下「弾性設計用地震動Sd」という。)による	
地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して概	
ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。建物・構	
築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全	
上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界	変更なし
とする。機器・配管系については、応答が全体的に概ね弾性状	
態にとどまる設計とする。	
常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が	
設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除	
く。)は、基準地震動Ssによる地震力に対して、重大事故等に	
対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とす	
る。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力	
(終局耐力時の変形) に対して十分な余裕を有し、建物・構築	
物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。機	
器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する	
設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さ	

変更前	変更後
なレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その	
施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。動的機	
器等については、基準地震動による地震力に対して、当該機器	
に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能	
が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を	
考慮した評価を行う、又は既往の研究等で機能維持の確認がな	
された機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。	
e. Sクラスの施設(f. に記載のものを除く。)について、静	
的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組	
合せで作用するものとする。	変更なし
Sクラスの施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設	
重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設について	
は、基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdによる地震力は、水	
平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するもの	
とする。	
f. 屋外重要土木構造物、津波防護機能を有する設備(以下「津	
波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備(以下	
「浸水防止設備」という。)及び敷地における津波監視機能を	
有する施設(以下「津波監視設備」という。)並びに浸水防止	
設備が設置された建物・構築物は、基準地震動Ssによる地震力	1

変更前	変更後
に対して、構造全体として変形能力(終局耐力時の変形)につ	
いて十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に	
要求される機能が保持できる設計とする。	
常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が	
設置される重大事故等対処施設の土木構造物、津波防護施設、	
浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置され	
た建物・構築物は、基準地震動Ssによる地震力に対して、重大	
事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない	
設計とする。	
また、耐震重要施設、重大事故等対処施設の周辺斜面の安定	
性を保持するために設置する、その他の土木構造物である抑止	変更なし
ぐい及び連続地中壁については、屋外重要土木構造物に準じた	
設計とする。	
g. Bクラスの施設は、静的地震力に対して概ね弾性状態にとど	
まる範囲で耐えられる設計とする。	
また、共振のおそれがある施設については、その影響につい	
ての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計	
用地震動Sdに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地	
震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算	
定するものとする。	
Cクラスの施設は、静的地震力に対して概ね弾性状態にとど	

変更前	変更後
まる範囲で耐えられる設計とする。	
常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	
が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機	
能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のク	
ラスに適用される地震力に対して、概ね弾性状態にとどまる範	
囲で耐えられる設計とする。	
h. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重	
大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設が、それ以外	
の発電所内にある施設(資機材等含む。)の波及的影響によっ	
て、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必	変更なし
要な機能を損なわない設計とする。	
i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面	
の崩壊等の影響を受けないように「5.1.1.5 環境条件	
等」に基づく設計とする。	
j. 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6)緊	
急時対策所」に示す。	
ト	
k. 炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能について	
は、以下の設計とする。	

変更前	変更後
弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力のいずれか	
大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体	
的に概ね弾性状態にとどまる設計とする。	
基準地震動Ssによる地震力に対して、放射性物質の閉じ込め	
の機能に影響を及ぼさない設計とする。	
(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類	
a. 耐震重要度分類	
設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。	
(a) Sクラスの施設	
地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止	変更なし
し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物	
質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪	
失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これら	
の施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射	
線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及	
びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並	
びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪	
失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きい	
ものであり、次の施設を含む。	
・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	
・使用済燃料を貯蔵するための施設	

変更前	変更後
・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための	
施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設	
・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	
・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除	
去するための施設	
・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり	
放射性物質の放散を直接防ぐための施設	
・放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑	
制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防	
ぐための施設」以外の施設	
・津波防護施設及び浸水防止設備	変更なし
・津波監視設備	
(b)Bクラスの施設	
安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSク	
ラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。	
・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却	
材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	
・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ないか	
又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影	
響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53	
年通商産業省令第77号)」第2条第2項第6号に規定する「周辺監	

変更前	変更後
視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除	
< 。)	
・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損に	
より、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性の	
ある施設	
・使用済燃料を冷却するための施設	
・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制す	
るための施設で、Sクラスに属さない施設	
(c)Cクラスの施設	
Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産	変更なし
業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。	
上記に基づくクラス別施設を第2.1.1表に示す。同表には	
当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認す	
る地震動についても併記する。	
b. 重大事故等対処施設の設備の分類	
重大事故等対処施設の設備を以下のとおり分類する。	
(a)常設重大事故防止設備	
重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故	
が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は	
使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合に	

変更前	変更後
おいて、その喪失した機能(重大事故に至るおそれがある事故に	
対処するために必要な機能に限る。)を代替することにより重大	
事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの	
イ. 常設耐震重要重大事故防止設備	
常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基	
準事故対処設備が有する機能を代替するもの	
ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	
常設重大事故防止設備であって、イ.以外のもの	
	変更なし
(b)常設重大事故緩和設備	
重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合におい	
て、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するため	
の機能を有する設備であって常設のもの	
(c)可搬型重大事故等対処設備	
重大事故等対処設備であって可搬型のもの	
重大事故等対処施設のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分	
類について、第2.1.2表に示す。	

変更前	変更後
(3) 地震力の算定方法	
耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。	
a. 静的地震力	
設計基準対象施設に適用する静的地震力は、Sクラスの施設	
(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止	
設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物を除く。)、B	
クラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重	
要度分類に応じて以下の地震層せん断力係数Ci及び震度に基づき	
算定するものとする。	
重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設	
備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設	変更なし
に、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重	
要度分類のクラスに適用される静的地震力を適用する。	
(a)建物・構築物	
水平地震力は、地震層せん断力係数Ciに、次に示す施設の耐震	
重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じ	
て算定するものとする。	
Sクラス 3.0	
Bクラス 1.5	
Cクラス 1.0	
ここで、地震層せん断力係数Ciは、標準せん断力係数Coを0.2以	
上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求	

変更前	変更後
められる値とする。	
また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係	
数C _i に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、	
Bクラス及びCクラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断	
カ係数Coは1.0以上とする。	
Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に	
不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度	
0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を	
考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するもの	
とする。	
ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる	変更なし
規格及び基準を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用	
する。	
(b)機器・配管系	
静的地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数Ciに施設	
の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、	
当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとし	
た震度より求めるものとする。	
Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に	
不利な方向の組合せで作用するものとする。	
ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。	

変更前	変更後
上記(a)及び(b)の標準せん断力係数Co等の割増し係数の	
適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共	
施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。	
b. 動的地震力	
設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施	
設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれ	
のあるものに適用する。Sクラスの施設(津波防護施設、浸水防	
止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が	
設置された建物・構築物を除く。)については、基準地震動Ss及	
び弾性設計用地震動Sdから定める入力地震動を適用する。	変更なし
B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾	
性設計用地震動Sdから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたも	
のによる地震力を適用する。	
屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監	
視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・	
構築物については、基準地震動Ssによる地震力を適用する。	
重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設	
備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設	
に、基準地震動Ssによる地震力を適用する。	
常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が	
設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を	

変更前	変更後
代替する共振のおそれのある施設については、共振のおそれのあ	
るBクラスの施設に適用する地震力を適用する。	
常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設	
置される重大事故等対処施設の土木構造物、津波防護施設、浸水	
防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建	
物・構築物については、基準地震動Ssによる地震力を適用する。	
重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の既往評価を適	
用できる基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対	
して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認す	
るため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解	
析又は加振試験等を実施する。	変更なし
動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料物性の不確か	
さによる変動幅を適切に考慮する。	
動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ	
て算定する。動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについ	
ては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計	
算への影響の可能性がある施設・設備を抽出し、3次元応答性状の	
可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を	
評価する。	
(a)入力地震動	
解放基盤表面は、S波速度が約2.2km/s以上となっていることか	
ら、原子炉格納施設基礎設置位置のE.L.+2mとしている。	

変更前	変更後
建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤	
表面で定義される基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdを基に、	
対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、必要に応	
じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入	
力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場	
合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対	
象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留	
意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮	
する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新	
の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を	
設定する。	変更なし
また、設計基準対象施設における耐震 B クラスの建物・構築物	
及び重大事故等対処施設における耐震Bクラスの施設の機能を代	
替する常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の	
建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なもの	
に対しては、弾性設計用地震動Sdを1/2倍したものを用いる。	
(b) 地震応答解析	
イ動的解析法	
(イ)建物・構築物	
動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法	
の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定する	

変更前	変更後
とともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動	
的解析は、原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答	
曲線の策定は、線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答	
解析法による。また、3次元応答性状等の評価は、時刻歴応答解析	
法による。	
建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性は	
それらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等	
に置換した解析モデルを設定する。	
動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するも	
のとし、解析モデルの地盤のばねは、基礎版の平面形状、基礎側	
面と地盤の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。設計用	変更なし
地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。	
地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地	
下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定め	
る。	
弾性設計用地震動Sdに対しては弾性応答解析を行う。	
基準地震動Ssに対する応答解析において、主要構造要素がある	
程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該	
当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模	
擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。	
また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重	
要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大	

変更前	変更後
事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するた	
めの動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造	
要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動	
を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。	
地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含	
めて材料物性の不確かさによる変動幅を適切に考慮する。また、	
不確かさによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼ	
す影響を検討し、地盤物性等の不確かさを適切に考慮した動的解	
析により設計用地震力を設定する。	
原子炉格納施設及び原子炉補助建屋については、3次元FEM解析	
等から、建物・構築物の3次元応答性状及び機器・配管系への影響	変更なし
を評価する。	
動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観	
測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認	
を行う。	
屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常	
設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造	
物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の	
地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形	
挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形、非線形解析のいず	
れかにて行う。	
地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み	

変更前	変更後
合わせて算定する。	
(ロ)機器・配管系	
動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法	
の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定する	
とともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物	
性値は、適切な規格・基準、あるいは実験等の結果に基づき設定	
する。	
機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表	
的な振動モードを適切に表現できるよう1質点系、多質点系モデル	
等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析	変更なし
法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。また、時刻歴応答	
解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等	
の不確かさを適切に考慮する。配管系については、熱的条件及び	
口径から高温配管又は低温配管に分類し、その仕様に応じて適切	
なモデルに置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダ	
ル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。スペクトル	
モーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、燃料	
集合体、クレーン類、使用済燃料ラックにおける衝突・すべり等	
の非線形現象を模擬する場合等には時刻歴応答解析法を用いる	
等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考	
慮し適切に選定する。	

変更前	変更後
また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価でき	
るモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切	
に組み合わせるものとする。	
剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2	
倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力	
を算定する。	
c. 設計用減衰定数	
地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規	
格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定する	変更なし
とともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。なお、建	
物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの材料減衰	
定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測	
記録等により、その妥当性を検討する。	
屋外重要土木構造物については、地盤内部の地震時挙動に大き	
な影響を受けることから、地震応答解析における減衰について	
は、地盤ー構造物連成系の振動特性を考慮した減衰特性を適切に	
設定する。	
(4)荷重の組合せと許容限界	
耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。	

変更前	変更後
a. 耐震設計上考慮する状態	
地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。	
(a)建物・構築物	
設計基準対象施設については以下のイーハの状態、重大事故等	
対処施設については以下のイーニの状態を考慮する。	
イ.運転時の状態	
発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におか	
れている状態。	
ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時	変更なし
を含むものとする。	
ロ. 設計基準事故時の状態	
発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態。	
ハ.設計用自然条件	
設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風荷	
重)。	
ニ. 重大事故等時の状態	
発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は	

変更前	変更後
重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状	
能。	
(b)機器・配管系	
設計基準対象施設については以下のイーニの状態、重大事故等	
対処施設については以下のイ~ホの状態を考慮する。	
イ.通常運転時の状態	
原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機及び燃料取替え等が	
計画的又は頻繁に行われた場合であって、運転条件が所定の制限	
値以内にある運転状態。	変更なし
ロ.運転時の異常な過渡変化時の状態	
通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはそ	
の誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発	
生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、	
当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダ	
リの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定	
すべき事象が発生した状態。	
ハ.設計基準事故時の状態	
発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であっ	

変更前	変更後
て、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放	
射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべ	
き事象が発生した状態。	
二. 設計用自然条件	
設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風荷	
重、津波荷重)。	
ホ. 重大事故等時の状態	
発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は	
重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状	変更なし
能。	
b. 荷重の種類	
(a)建物・構築物	
設計基準対象施設については以下のイーニの荷重、重大事故等	
対処施設については以下のイ~ホの荷重とする。	
イ.原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷	
重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象	
条件による荷重。	

変更前	変更後
ロ.運転時の状態で施設に作用する荷重。	
ハ.設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。	
ニ. 地震力、風荷重、積雪荷重。	
ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。	
ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等	
時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれ	
るものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反	
力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。	変更なし
(b)機器・配管系 売計其進計免防部については以下のイ・ニの芸香 重十重な第	
設計基準対象施設については以下のイ~ニの荷重、重大事故等 対処施設については以下のイ~ホの荷重とする。	
対処地設については以下のインかの何里とする。	
イ.通常運転時の状態で施設に作用する荷重。	
ロ.運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重。	
ハ.設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。	

変更前	変更後
ニ. 地震力、風荷重、積雪荷重、津波荷重。	
ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。	
c. 荷重の組合せ	
地震と組み合わせる荷重については「2.3 外部からの衝撃	
による損傷の防止」で設定している風、積雪及び基準地震動Ssの	
検討用地震の震源を波源とする津波による荷重を考慮し、以下の	
とおり設定する。	
	本市とし
 (a) 建物・構築物((c)に記載のものを除く。) イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備 	変更なし
1.399人の運物・構築物及び常設耐展重要重大争取的正設備 又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の	
建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の	
状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。	
ロ. Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重	
及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間	
その作用が続く荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静	
的地震力とを組み合わせる。	
ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が	

変更前	変更後
設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常	
時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時	
の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こさ	
れるおそれのある事象による荷重と地震力とを組み合わせる。	
決定論的には基準地震動Ssにより施設が損傷し、重大事故等に	
至ることはないこと、さらに確率論的に基準地震動Ss以下の地	
震による全炉心損傷頻度の累積が小さいことを考慮し、重大事	
故等については地震によって引き起こされるおそれがない事象	
として扱う。	
ニ.常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が	変更なし
設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常	
時作用している荷重、設計基準事故時の状態で施設に作用する	
荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であ	
っても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象に	
よる荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち	
長期的な荷重は、地震力と組み合わせる。	
ホ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重	
大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大	
事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している	
荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又	

変更前	変更後
は静的地震力を組み合わせる。	
(b)機器・配管系((c)に記載のものを除く。)	
イ. Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備	
又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の	
機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重と	
地震力とを組み合わせる。	
ロ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変	
化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き	
起こされるおそれのある事象による荷重と地震力とを組み合わ	変更なし
せる。	
ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が	
ハ. R設耐晨重要重入事故防止設備又はR設重入事故緩和設備が 設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運	
設置される重人事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重	
大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起これもなった。	
こされるおそれのある事象による荷重と地震力とを組み合わせ	
る。決定論的には基準地震動Ssにより施設が損傷し、重大事故	
等に至ることはないこと、さらに確率論的に基準地震動Ss以下	
の地震による全炉心損傷頻度の累積が小さいことを考慮し、重	
大事故等については地震によって引き起こされるおそれがない	

変更前	変更後
事象として扱う。	
ニ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変	
化時の状態及び設計基準事故時の状態で作用する荷重のうち地	
震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いっ	
たん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、	
その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関	
係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。	
ホ.常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が	
設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運	変更なし
転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重	
大事故等の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こさ	
れるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確	
率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地	
震力と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生	
確率、継続時間及び地震動の超過確率の積等を考慮し、工学	
的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対	
策の成立性も考慮した上で設定する。以上を踏まえ、重大事故	
等の状態で作用する荷重と地震力との組合せについては、以下	
を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設	
備については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する	

変更前	変更後
事象による荷重と、弾性設計用地震動Sdによる地震力を組み合	
わせる。また、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原	
子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他	
の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、	
長時間継続する事象による荷重と、弾性設計用地震動Sdによる	
地震力を組み合わせる。なお、その際に用いる荷重の継続時間	
に係る復旧等の対応について、保安規定に定める。保安規定に	
定める対応としては、故障が想定される機器に対してあらかじ	
め確保した取替部材を用いた既設系統の復旧手段、及び、あら	
かじめ確保した部材を用いた仮設系統の構築手段について、手	
順を整備するとともに、社内外から支援を受けられる体制を整	変更なし
備する。さらに、その他の施設については、いったん事故が発	
生した場合、長時間継続する事象による荷重と、基準地震動Ss	
による地震力を組み合わせる。	
へ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重	
大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大	
事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態	
で作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で作用す	
る荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。	
(c)津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水	

変更前	変更後
防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物	
イ. 津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置され	
た建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時	
の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ssによる地震力を組	
み合わせる。	
□.浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用してい	
る荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動	
Snlよる地震力を組み合わせる。	
上記(c)イ、ロについては、地震と津波が同時に作用する可	
能性について検討し、必要に応じて基準地震動Ssによる地震力と	変更なし
津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重	
については、「b.荷重の種類」に準じるものとする。	
(d)荷重の組合せ上の留意事項	
(U) 何重の温音と上の面息事項 動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切	
い組み合わせて算定するものとする。	
d. 許容限界	
各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容	
限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又	
は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。	

変更前	変更後
(a)建物・構築物((c)に記載のものを除く。)	
イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備	
又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の	
建物・構築物	
(イ)弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合	
せに対する許容限界	
建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許	
容応力度を許容限界とする。	
(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界	変更なし
構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十	
分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせること	
とする。	
また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次	
拡大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る	
限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるもの	
とする。	
ロ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重	
大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大	
事故等対処施設の建物・構築物(へ、トに記載のものを除	

変更前	変更後
< 。)	
上記イ(イ)による許容応力度を許容限界とする。	
ハ.耐震クラスの異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対	
処施設を支持する建物・構築物(へ、トに記載のものを除	
< 。)	
上記イ(ロ)を適用するほか、耐震クラスの異なる施設又は設	
備分類の異なる重大事故等対処施設がそれを支持する建物・構築	
物の変形等に対して、その支持機能が損なわれないものとする。	変更なし
当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを	
確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とす	
る。	
ニ. 建物・構築物の保有水平耐力(へ、トに記載のものを除	
< 。)	
建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が	
必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施	
設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重	
要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。	
ここでは、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処	

変更前	変更後
施設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機	
能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類をSク	
ラスとする。	
ホ.気密性、止水性、遮蔽性を考慮する施設	
構造強度の確保に加えて気密性、止水性、遮蔽性が必要な建	
物・構築物については、その機能を維持できる許容限界を適切に	
設定するものとする。	
へ. 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は	
常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木	変更なし
構造物	
(イ)静的地震力との組合せに対する許容限界	
安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容	
限界とする。	
(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界	
構造部材の曲げについては限界層間変形角又は許容応力度、構	
造部材のせん断についてはせん断耐力又は許容応力度に対して、	
妥当な安全余裕をもたせるものとする。それぞれの安全余裕につ	
いては、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。	

変更前	変更後
ト. その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外	
の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土	
木構造物	
安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容	
限界とする。	
(b)機器・配管系((c)に記載のものを除く。)	
イ. Sクラスの機器・配管系	
(イ)弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合	
せに対する許容限界	変更なし
応答が全体的に概ね弾性状態にとどまるものとする。	
ただし、一次冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原	
子炉格納容器及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との	
組合せを除く。)に対しては、イ(ロ)に示す許容限界を適用す	
る。	
(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界	
塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに	
とどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求さ	
れる機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する。	

変更前	変更後
また、地震時又は地震後に動的機能又は電気的機能が要求され	
る機器については、試験等により確認されている機能確認済加速	
度等を許容限界とする。	
ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が	
設置される重大事故等対処施設の機器・配管系	
イ(ロ)に示す許容限界を適用する。ただし、原子炉格納容器	
及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動Sdと設計基準事故	
の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、イ	
(イ)に示す許容限界を適用する。	
	変更なし
ハ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重	
大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大	
事故等対処施設の機器・配管系	
応答が全体的に概ね弾性状態にとどまるものとする。	
二. 燃料集合体	
地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の1次冷却材流路	
を確保できること及び過大な変形や破損により制御棒の挿入が阻	
害されないものとする。	
ホ. 燃料被覆材	

変更前	変更後
炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能について	
は、以下のとおりとする。	
通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの	
荷重と、弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力のいず	
れか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内	
の燃料被覆材の応答が全体的に概ね弾性状態にとどまるものとす	
る。	
通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの	
荷重と基準地震動Ssによる地震力を組み合わせた荷重条件により	
塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにと	
どまって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込	変更なし
めの機能に影響を及ぼさないものとする。	
(c) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水	
防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物	
津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された	
建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造全体	
として変形能力(終局耐力時の変形)及び安定性について十分な	
余裕を有するとともに、その施設に要求される機能(津波防護機	
能及び浸水防止機能)が保持できるものとする。浸水防止設備及	
び津波監視設備については、その施設に要求される機能(浸水防	
止機能及び津波監視機能)が保持できるものとする。	I

変更前	変更後
(5) 設計における留意事項	
耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大	
事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(以下「上位クラ	
ス施設」という。)は、下位クラス施設の波及的影響によって、	
それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機	
能を損なわない設計とする。この設計における評価に当たって	
は、敷地全体を俯瞰した調査・検討等を行う。	
ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設以外の発電所内	
にある施設(資機材等含む。)をいう。	
	変更なし
波及的影響を防止するよう現場を維持するため、保安規定に、	
機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。	
耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示す a.	
からd.の4つの事項から検討を行う。また、原子力発電所の地震	
被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合は、これ	
を追加する。	
常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設	
置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以	
下に示すa.からd.の4つの事項について、「耐震重要施設」を	
「常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設	
置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等	

変更前	変更後
に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。	
 a.設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は 不等沈下による影響 (a)不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈 	
下による耐震重要施設の安全機能への影響	
(b)相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラ ス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機 能への影響	変更なし
b. 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響	
耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重	
要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の	
安全機能への影響	
c. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等によ る耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋内	
の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設	

変更前	変更後
の安全機能への影響	
d. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等によ	
る耐震重要施設への影響	
耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋	
外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施	
設の安全機能への影響	
(6)緊急時対策所	
緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)については、基準地震動	
Ssによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機	変更なし
能が損なわれるおそれがないように設計する。	
緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の建物については、耐震	
構造とする。また、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の居住	
性を確保するため、基準地震動による地震力に対する構造強度の	
確保に加え、遮蔽性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまっ	
た十分な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷	
重の組合せと許容限界については、「(3)地震力の算定方法」	
及び「(4)荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び	
機器・配管系のものを適用する。	
2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	

変更前	変更後
2.1.2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設	
耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大	
事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、設置	
(変更)許可を受けた、基準地震動による地震力により周辺斜面	
の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。	
なお、地震による原子炉建屋及び原子炉補助建屋背後斜面の崩	
壊による、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は	
常設重大事故緩和設備の安全機能への影響を防止するため、敷地	
内土木構造物である抑止ぐい及び連続地中壁を斜面補強設備とし	
て設置する。	
	変更なし

変更前					変更後		
	w			IIIJae クラス	小学		
4.原子炉停止後、炉 よりら加速数を成 去するための粘設	c. 原子存の緊急停止 のために急激に負 の反応度を代加す るための施設、及 であっための施設、及 能を維持すの停止状 能を維持するため の施設	b. 使用済燃料を貯蔵 するための施設	カーバティがなり カーバティがなり イージェルの金属 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一部でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でした。 一でついでの。 一でついでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	クラス別施設			
2、1本知本語本 深(注知本語本 注) (注約本述語本 (注約本注記本 (注) (注約本注記 (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)	・ 間に 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	・使用済撚料 ビット ・使用済撚料 ラック	原子行客地林田 原子行客地林田 カスウングリ王田 する容器・配管 ポンプ・弁 配管		主要設備		
<u>໙</u> ໙໙໙	o v	s s	ი ი	カラス	生1)		
京平垣補藤活知 の一戸補藤活知 同一戸補機活りるも 原子戸補機活却 読水系 読水系 たん女 学常用確認及び 計数設備 双びび	・ 炉心支持構造物 及び期御権クラス 夕策内町 非常用電源及び 計装設備	・使用済燃料ビッ ト水補給設備(非 常用)	気を強かないた思いた。 気がないた思いた。 気が設備した。 なた。	適用範囲	補助設備		
α α α α α	v v	s	w	クラス	(注2)	変更なし	
・機器等の支持構造	・機器等の支持構造 物	I	第4年が落地以 第4年に一次や第三 たたにディー 1月不満 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月の1日 1月 1日 1日の1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1	道用範囲	直接支持構造物(友丈なし	
w	ى ە	I	ა ია	クラフ	(性3)		
 一原十年格納施設 一原十年格納施設 (外国建築」・相関数 総理原、中国数 原、二七ル準 原、二七ル準 原、大七ル準 原、松和原目の 三、水和原目の 三、水和原目の 三、水和原目の 三、水和原目の 二、水和原目の 二、水和原用の 二、水和原用の 二、水和原用の	 原子炉格納施設 ・原子炉格納施設 (外周建屋 補助一 般建屋、中間建 屋、ディーゼル建 屋) 	 原子炉補助建屋 (燃料取扱建屋) 	原子疗格纳施設 原子疗補助建屋 (補助一般建屋、中 間準屋) 建屋、中	適用範囲	間接支持構造物		
S S S S S S	SS SS	Ss	20 A2	検討用地 震動 (注6)	(社4)		
 原子戸補助地議 (廃東地処理地區) タービン地置 その他 	きょう	・使用済熱料バット クワーン ・その他	レーシャンディーシッ レーシャンディーション ()廃業物処理種屋 シックーン種屋 その他と種屋	適用範囲	波及的影響を考慮す		
8 8 8 8 8	S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	S s	20 00 00 00 20 00 00	検討用地震 動 (注6)	べき設備 (<u>#</u> .6)		

	変更前		変更後
 ・ 放射性も物質の放出 、 原子で有熱神俗語メ ・ な生産 : こ なま放 、 アレイネ系 がた (水)の (地)するた の がの施設で上記 、 デニュージメジート に以外の施設 ・ デニュージメジート に以外の施設 ・ デニュージメジート ・ アレーシス (小) ・ ・ アレーシス (小) ・ ・ ・ アレーシス (小) ・ ・ ・ ・	、八十一字(1) 、八十字(1) (八十字)(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	H ^m	変更後
- 原子疗補酸治却水 S - 機器等の支持構造 S - 原子疗植酸合却水 S - 機器等の支持構造 S - 原子疗植酸合却角 S - 原子疗植物健康 (外原植菌、細胞- - 非常用電源及び計 S - 第21日電源 - 世々種 - 非常用電源及び計 S - 第21日電源 - 世々種 医 - ディーゼ々種 医 - 使々種 - 世々種 - 世々種	部 部 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	2.1.1<式	変更なし
過 一 世 大 来 、 大 大 小 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss	(ta) (ta) (ta) (ta) (ta) (ta) (ta) (ta)	

変更前		変更後
α	ッ ラ ラ メ	
は長に現年に、 なた、 なた、 の を 数 に 日月 の の 数 整 を に ま た に し た 数 た し の 数 数 た た し の 数 数 な な や め あ や え の 数 数 な か や あ や あ や の し 数 た た や あ や た う し 数 た た や あ た や し 数 た や し 数 た や し 数 た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や や や や た や た や た や や た や た や た や や や た や や や や や や や や や や や や や	・ 「 上 見 一 に 一 た や 大 の 大 の に に た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た や た た た た た た た た た た た た た	
・ 存田発産 本 存田経験 本 作 本 作 本 作 本 作 本 花 作 本 花 作 本 花 作 本 だ 作 た に た に た に た に た に た に た で た に で か に た で か に た い の し て こ て の し て こ で の し て こ で の し に た に を 認 た の し に た で 認 知 思 の し に た の 認 知 思 の に 知 認 解 で の に の 読 や の に の で の し に の で に の し に で が に の で に の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で で の で の で で で の で で で の で で の で で の で で で で で で で の で で で で の で で で で で で で の で で で で で で で の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	第2. 主 度 設 篇 適 用 範 囲 ・ に 学存積調朝系の 当ち抽出系 と 余類 や 空 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の の の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の の 、 の 、 の 、 の の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 の 、 、 、 の 、 の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 の 、 、 、 、 、 の 、 、 、 の の 、 、 、 、 、 の 、 、 、 の 、 の 、 、 、 、 、 の 、 、 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 一 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の 、 の 、 の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の の 、 の 、 の 、 の の 、 の の の の の の の の 、 の 、 の の の の の の の の の の の の の	
	н В В В В	
1 1	1 ま の の 日 部 田 町 の で ブ	変更なし
1	ス別: **** -	
・機器等の支持構造	ス 別 施 訳 (4/7)	
ω	(#30) タワス B B	
·原子炉格納施設 ·原子炉補助進展 (外周建展、燃料展 坡健屋、新燃料取換 建屋、新燃料取扱	間接支持構造物 適用範囲 ·原子疗核納施設 ·原子疗核納施設 (外周建屋、補助一 (外周建屋、補助一 般建屋) ·原子疗補助建屋 (補助一般建屋、落 (補助一般建屋、路 藥物処理建屋)	
a a	S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	

	変更前		変更後
n. 妨好性物質の抜出 を伴うような過合 に、そのみ追友費 を抑制するための に属さない施設 に属さない施設	 耐酸 クラス別施設 クラス n.使用済熱料を沿却 するための施設 B B 		
1	主要設備() 適用範囲 ・使用済機料ビット 水治却系	第 2.	
	 油 助 設 備 o クラス 適 用 範 囲 原子炉補機冷却 東子炉補機冷却 東子炉補機冷却 東子炉補機冷却 北系 電気計装設備 	1. 1表 クラ	変更なし
1	##3) 日 日 日 日 ・ ・		
	直接支持構造物 適用範囲 機器等の支持構造 物	ス別施設(5/7)	
I	^{注10} クラス B		
	間接支持構造物 (a) ス 適 用 範 囲 續 .原子何格納施設 .原子何格納施設 (外回程屋、外科板 按健屋、袖助一般 建屋、中間健屋) .・摘却一般 建屋、中間健屋) .・海大ボンブ基礎等 の海木ボンブ基礎等 の海木ボンブ基礎等		
1	(1840) 協計用地 S ₁ S ₁ S ₁		

変更前		変更後
0	夏々 受援	
5 反対作参図を行われた。 これにいたい、たちにいたいたり、したうので見ていた。 あたり、たちにしたりました。 したしていた。 にたい、日本では、1000000000000000000000000000000000000	クラス四階設 の原子府の反応度を 設在3からの施 設で3からた成で、 設備、2010年に属さない 設備	
法は、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、	第2. 第2. 第2. 第一要設備。 適用範囲 ・ 測御棒駆動装置 (スクラム機能に 関する部分を際 く)	
000 0 00 0000	で マ ジ ジ マ ス ・ ・	
I	1 波 ク ジ	変更なし
I	ス 別 (max) クラス ー	
。 参 器 ^弊 の 大 祥 神 尚	ス 別 施設 (6/7) (02) 直接支持構造物 クラス 適用範囲 ・機器等の支持構造 物	
0	^{注13)} クラス C	
 原子子院、原子子院、「原子子院」、「小子子、「小子子」、 (2)、「中学校を教育を書いていた。 (2)、「小子子」、 (2)、「小子子」、 (2)、「小子子」、 (2)、「小子子」、 (2)、「小子子」、 (2)、「小子子」、 (2)、「小子子」、 (3)、「小子子」、 (3)、「小子子」、 (4)、「小子子」、 (4)、「小子」、 (4)、「小子」、	間接支持構造物 前後支持構造物 通用範囲 ・原子炉格納施設 ・原子炉補助建屋 (補助一般建屋、中 間建屋)	
ο ο ο ο ο ο	(GEU 资料用地 读题(CEB) S c S c	

72	変更前	変更後		
(注1) 主切 (注1) 主要 (注2) 直被助 (注2) 直被助 (注4) 間 液 5 (注6) 数及 (注6) 数及 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	n	耐震 クラス		
設備とは、当該機能に 設備とは、当該機能に 支持構造物とは主要認 り部地響を考慮すべきの り部地層のSsによりを に廃Bのラス施設にのき 耐震Cクラス施設に適 耐震Cクラス施設に適	q. 放射線安全に関係 しない施設等	クラス別施設		
・そのや ・その他 一次の他 国政的に関連する設 国政領に直接 編、補助設備工直接 編、補助設備工直接 編とは下位の耐酸ク に始まっ になった。 新的地震力。 用される静的地震力。	・ ターマンジ ・ ターにいいジ が開いた。 「「「」」」、 ・ 「」」、 ・ 「」、 ・ 」、 、 「」、 ・ 」、 、 「」、 ・ 」、 、 「」、 ・ 」、 、 「」、 、 」、 、 、 」、 、 、 、	主要設備通用範囲		
増更致ならし などはなり、 の には がない し の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	00 0000 0 00	(注1) クラス		
#野的役割を持つ設備 される支持構造物、オ と受ける構造物(独 するものの破損によ√	I	補助設備。 適用範囲	変更なし	
書当め ○ をし、ていいく構成 いく構成	I	ス別施設 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100		
。 これらの設備の荷重や直 物)をいう。 重要施設に波及的影響を	・機器等の支持構造 物	直接支持構造物 _(注3) 適用範囲ク		
 その也 c その也 c その也 c (注1)主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (注1)主要設備とは、当該機能に面接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注2)補助設備とは、当該機能に関連して、主要認備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注2)補助設備とは、当該機能に関連して、主要認備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注2)相助設備とは、当該機能に面接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (注2)加速がやける支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(違物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (注2)相助設備とは、「位の耐震クラスに属するものの破損によって耐震重要施設に波及的影響を及ぼすおそれがある設備をいう。 (注5)認及の影響を支援すべき、設備としての耐震クラスに属するものの破損によって耐震重要施設に拡大めの影響を及ぼすおそれがある設備をいう。 (注6)Sis:基準地震動Sisによりの定まる地震力。 Sis:該度Dクラス施設に適用される静的地震力。 	 C ・タービン準屈 ・原子与格納品設 (外国準屈、補助) (外国準屈、相助) (秋国準屈、中間進 局)ボイラ建屋) 一間核支持構造 ラス 適用範囲		
世 で い い 。		i物 (注4) 検討用地 震動 (注6)		

	変更前		変更後
第2.1.2表重:	大事故等対処施設 定義	(主要設備)の設備分類(1/9) 主要設備 ([]内は代替する機能を有する	
I.常設耐震重要重大 事故防止設備以外の常 設重大事故防止設備	常設重大事故防 止設備であって、 耐震重要施設に属 する設計基準事故 対処設備が有する 機能を代替するも の以外のもの	 設計基準事故対処設備の属する耐 震重要度分類) ・格納容器広域圧力〔C〕 ・原子炉補機冷却水サージタンク水 位〔C〕 ・使用済燃料ピット水位(広域) 〔C〕 ・使用済燃料ピット温度 (AM用)〔C〕 ・海水取水トンネル〔C〕 	
		 ・海水ポンプ室〔C〕 ・衛星電話(固定)〔C〕 	変更なし

変更前	変更後
第2.1.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(3/9) 第2.1.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(3/9) 正 要 設備 ([] 内は代替する機能を有する 設計基準事故対処設備の属する耐 要重要度分類) II.常設耐震重要重大 事故防止設備 定 義 「F炉補機冷却水サージタンク [S] ・海木ストレーナ [S] ・海木ストレーナ [S] ・海木ズンブ [S] ・A・B・C原子炉補機冷却水ポン ブ [S] ・燃料油貯油そう[S] ・燃料油貯油そう[S] ・運動補助給水ポンブ [S] ・電動補助給水ポンブ [S] ・電動補助給水ポンブ [S] ・中央制御室非常用循環ファン [S] ・中央制御室非常用循環ファン [S] ・中央制御室非常用循環フィルタュ ニット [S] ・中央制御室主常用循環フィルタュ ニット [S] ・日央制御室主常同循環シンプ広域水位 [S] ・格納容器再循環サンプ広域水位 [S]	変更なし

変更前	変更後
第2.1.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(4/9) 第2.1.2表 重大事故等対処施設(三要設備)の設備分類(4/9) 正 案 設備 ([])内は代替する機能を有する 設計基準事故対処設備の属する耐 度重要度分類) II.常設耐震重要重大 事故防止設備 * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * <th>変更なし</th>	変更なし

変更前	変更後
第2.1.2表重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(5/9) 第2.1.2表重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(5/9) 定義 主要設備 ([]内は代替する機能を有する 設計基準事故対処設備の属する耐 農重要度分類) II.常設耐震重要重大 事故防止設備 定義 「ディーゼル発電機(0.5) ディーゼル発電機(0.5) 「ディーゼル発電機(0.5) ディーゼル発電機(0.5) 「房子炉トリップスイッチ(S) 9機間電力隠通恒設ケーブル - 代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備委定器 ・ 保持所内電気設備変圧器 ・空冷式非常用発電装置 ・ 化物容器再循環サンプ(S) ・中央制御室遮蔽(S) ・ 使用済燃料ビット(S) ・ 申御御をクスタ(S) ・ 一般和御室遮蔽(S) ・ シービン動補助給水ポンプ起動弁 (S) ・ 加圧器逃がし弁(S) ・ 主蒸気返述し弁(S) ・ 主蒸気返述し弁(S) ・ 未蒸気安全弁(S) ・ 加圧器安全弁(S) ・ 加圧器安全弁(S) ・ 満ち約空器スプレイポンプ格納容器再循環 サンブ側入口隔離弁 (S)	変更なし

第2.1.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(6/9)	
設備分類定義主要設備 ([]内は代替する機能を有する 設計墨準事故対処設備の属する耐 渡出基準事故対処設備の属する耐 渡出基準事故対処設備の属する耐 変備のうち、重大 事故が発生した場 合において、当該 重大事故の拡大を 防止し、双はその 影響を緩和するた 認備であって常設 のもの・原子炉容器(S) ・満次治却材管(S) ・加圧器(S)・加圧器 ・以冷却材着 (S)・加圧器(S)・加圧器 ・以冷却材着 (S)・加圧器 ・以た名の 影響を緩和するた 認備であって常設 のもの・格納容器スプレイ冷却器 ・活う酸注入タンク(S) ・ほう酸ネプレイポンプ(S) ・ほう酸注入タンク(S)・目、一次 ・「日本和などの ・「「 (S)・「日本和ない ・「 ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・「日本和ない ・」・」・」・」・」・」・」・」・」・」・」・」<	変更なし

変更前	変更後
変更前 第2.1.2表 重大事故等対処施設(主要設備) 設備分類 定義 ([]]中 設計基準 度重要度 Ⅲ.常設重大事故緩和 設備 ・A・B・ プ [S] ・燃料油時 ・燃料油時 ・資水タン ・格納容器 ・中央制御 ・日 ・日 ・日 <th>) する る耐 ボン 5) アン 5) タユ 変更なし 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、</th>) する る耐 ボン 5) アン 5) タユ 変更なし 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

第2.1.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(9/9) 主要設備 ([])内は代替する機能を有する 設計基準事故対処設備の属する耐 震重要度分類) II.常設重大事故緩和 設備 ・中央制留室遮蔽(S) ※緊急時対策所遮蔽 ・海水取水トンネル(C) 海水ボンブ室(C) ・使用済燃料ビット(S) ・衛星電話(固定)(C) ・安全パラメータ表示システム(S PDS)(C) ・SPDS表示装置 ・静的触媒式水素再結合装置 ・静的触媒式水素再結合装置 ・静的触媒式水素再結合装置 ・原子炉格納容器水素燃焼装置温度 監視装置 ・加圧器逃がし弁(S)	変更なし

変更前	変更後
5. 設備に対する要求	
5.1 共通事項	
5.1.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設	
備	
5.1.1.3 悪影響防止等	
(1) 飛来物による損傷防止	
設計基準対象施設に属する設備は、蒸気タービン、発電機及び	
内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断並び	
に高速回転機器の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なうこと	
のない設計とする。	
発電用原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、蒸気ター	変更なし
ビン及び発電機は、破損防止対策を行うとともに、原子力委員会	
原子炉安全専門審査会「タービンミサイル評価について」によ	
り、原子炉格納容器、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び使用済燃	
料ピットが破損する確率を評価し、判定基準10-7/年以下となるこ	
とを確認する。	
高温高圧の配管については材料選定、強度設計に十分な考慮を	
払う。さらに、安全性を高めるために、仮想的な破断を想定し、	
その結果生じるかもしれない配管のむち打ち、流出流体のジェッ	
トカ、周辺雰囲気の変化等により、発電用原子炉施設の機能が損	
なわれることのないよう配置上の考慮を払うとともに、それらの	
影響を低減させるための手段として、主蒸気・主給水管について	

変更前	変更後
は配管ホイップレストレイントを設ける設計とする。	
高速回転機器のうち、1次冷却材ポンプフライホイールにあっ	
ては、安全性を損なわないよう、限界回転数が予想される最大回	
転数に比べて十分大きくなる設計とする。また、その他の高速回	
転機器については、損傷により飛散物とならないように保護装置	
を設ける等オーバースピードとならない設計とする。	
損傷防止措置を行う場合、想定される飛散物の発生箇所と防護	
対象機器の距離を十分にとること、又は飛散物の飛散方向を考慮	
し、配置上の配慮又は多重性を考慮する設計とする。	
(2) 共用	変更なし
重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則共用しない設計と	
するが、安全性が向上する場合は、共用することを考慮する。	
重要安全施設以外の安全施設を発電用原子炉施設間で共用する	
場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計と	
する。	
常設重大事故等対処設備の各機器については、1号機、2号	
機、3号機及び4号機の同時被災を考慮しても対応できるよう、2	
以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	
ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(安全機	
能)を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共用することによ	
って、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の	

変更前	変更後
他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用	
できる設計とする。	
(3)相互接続	
重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則相互に接続しない	
設計とするが、安全性が向上する場合は、相互に接続することを	
考慮する。	
重要安全施設以外の安全施設を発電用原子炉施設間で相互に接	
続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない	
設計とする。	
	変更なし
(4) 悪影響防止	
重大事故等対処設備は発電用原子炉施設(他号機を含む。)内	
の他の設備(設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処	
設備以外の重大事故等対処設備も含む。)に対して悪影響を及ぼ	
さないよう、以下の措置を講じた設計とする。	
他の設備への悪影響としては、他設備への系統的な影響、同一	
設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風(台風)及び竜巻に	
よる影響、タービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考	
慮する。	
なお、号機ごとに必要な容量を有した設備を配備又は保管する	
ことにより、1号機、2号機、3号機及び4号機の同時被災を考	

変更前	変更後
慮しても、他号機(1号機、2号機、3号機及び4号機のうち自	
号機を除く。)の対応に悪影響を及ぼさないよう設計する。	
他設備への系統的な影響(電気的な影響を含む。)に対して	
は、重大事故等対処設備は、他の設備に悪影響を及ぼさないよう	
に、弁の閉止等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処	
設備としての系統構成及び系統隔離をすること、通常時の分離さ	
れた状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成を	
すること、又は他の設備から独立して単独で使用可能なこと、並	
びに通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備とし	
ての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない	
設計とする。特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系	変更なし
統を分離する場合は、通常時に確実に閉止し、使用時に通水でき	
るようにディスタンスピースを、又は通常時に確実に取り外し、	
使用時に取り付けできるようにフレキシブルホースを設けること	
により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、	
要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使	
用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のう	
ち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を	
図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要	
な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。容量につい	
ては「5.1.1.4 容量等」に基づく設計とする。	

変更前	変更後
地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震によ	
り他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源	
及び溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型	
重大事故等対処設備は横滑りを含めて地震による荷重を考慮して	
機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及	
ぼさない設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、設置場所で	
のアウトリガーの設置、輪留め等による固定又は固縛が可能な設	
計とする。	
地震に対する耐震設計については、「2.1 地震による損傷	
の防止」に基づく設計とする。	
地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設	変更なし
備は、火災発生防止、感知、消火による火災防護を行う。	
火災防護については「3.1 火災による損傷の防止」に基づ	
く設計とする。	
地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故	
等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を	
与えない設計とする。放水砲による建屋への放水により、屋外の	
設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさ	
ない設計とする。	
風(台風)及び竜巻による影響については、屋内の重大事故等	
対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重に対し外部からの	
衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管すること	

変更前	変更後
で、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の重大事故等	
対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮して、浮き	
上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備(防護対象施	
設)や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷	
させることのない設計とするとともに、重大事故等発生時の初動	
対応時間を確保するために、固縛装置の数を可能な限り少なくす	
る設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり及び	
横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固	
縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	
なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の	
設備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛	変更なし
装置に余長を持たせた設計とする。(「5.1.1.5 環境条	
件等」)	
内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの	
高い流体を内蔵する機器、高速回転機器の破損、ガス爆発及び重	
量機器の落下を考慮する。重大事故等対処設備としては、内部発	
生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、爆発性ガスを内包する	
機器及び落下を考慮すべき重量機器はないが、高速回転機器につ	
いては、飛散物とならない設計とする。	
5.1.1.5 環境条件等	
安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても	

変更前	変更後
十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運	
転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、	
温度、湿度、放射線、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水	
する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響	
及び冷却材の性状を考慮し、十分安全側の条件を与えることによ	
り、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮で	
きる設計とする。	
重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合	
における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、そ	
の機能が有効に発揮できるよう、その設置(使用)・保管場所に	
応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計	変更なし
とする。	
重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時におけ	
る温度(環境温度、使用温度)、放射線、荷重に加えて、その他	
の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による	
影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波によ	
る影響及び周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状を考慮す	
る。荷重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を	
踏まえた圧力、温度、機械的荷重に加えて自然現象(地震、風	
(台風) 、竜巻、積雪、火山の影響) による荷重を考慮する。	
地震以外の自然現象の組合せについては、風(台風)、積雪及	
び火山による荷重の組合せを考慮する。地震を含む自然現象の組	

変更前	変更後
合せについては、「2.1 地震による損傷の防止」にて考慮す	
る。	
これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環	
境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時	
の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を	
設置(使用)・保管する場所に応じて、「(1)環境圧力、環境	
温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等によ	
る影響並びに荷重」に示すように設備分類ごとに、必要な機能を	
有効に発揮できる設計とする。	
(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影	変更なし
響、屋外の天候等による影響並びに荷重	
安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計	
基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放	
射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重を考慮して	
も、安全機能を発揮できる設計とする。	
原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時にお	
ける原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は	
中央制御室から可能な設計とする。また、地震による荷重を考慮	
して、機能を損なうことのない設計とする。	
中央制御室内、原子炉補助建屋内、燃料取扱建屋内、緊急時対	
策所(緊急時対策所建屋内)及び 内の重大事故等対処設	

変更前	変更後
備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮し	
た設計とする。また、横滑りを含めて地震による荷重を考慮し	
て、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事	
故等対処設備については、地震後においても機能及び性能を保持	
する設計とする。このうち、インターフェイスシステムLOCA	
時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用	
済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、こ	
れらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受	
けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ピットエリア監視カ	
メラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、	
その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性	変更なし
向上を図る設計とする。操作は中央制御室、異なる区画(フロ	
ア)又は離れた場所から若しくは設置場所で可能な設計とする。	
屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環	
境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計	
又は設置場所で可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設	
計とする。また、地震、風(台風)、竜巻、積雪、火山灰による	
荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに可搬型重	
大事故等対処設備については、地震後においても機能及び性能を	
保持する設計とする。	
屋外重大事故等対処設備については、風(台風)及び竜巻によ	
る風荷重に対し、位置的分散を考慮した保管により、機能を損な	

変更前	変更後
わない設計とする。	
位置的分散については、同じ機能を有する重大事故等対処設備	
(設計基準事故対処設備を兼ねている重大事故等対処設備も含	
む。)と 100m 以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管す	
ることにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪	
失することの防止を図る設計とする。ただし、同じ機能を有する	
重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によって1台が損	
傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備	
も含めて分散させるとともに、原子炉格納容器、使用済燃料ピッ	
ト及びこれらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準	
事故対処設備、重大事故等対処設備を内包する原子炉建屋並びに	変更なし
海水ポンプ室から 100m 以上の離隔距離を確保した保管場所を定め	
て保管する設計とする。	
運用として、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合は、	
原子炉の停止を含めた対応を速やかにとることとし、この運用に	
ついて、保安規定に定める。	
悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまっ	
て、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備(防護	
対象施設)や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突	
し、損傷させることのない設計とするとともに、重大事故等発生	
時の初動対応時間を確保するために、固縛装置の数を可能な限り	
少なくする設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上	

変更前	変更後
がり及び横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決	
定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とす	
る。	
なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の	
設備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛	
装置に余長を持たせた設計とする。	
積雪及び火山の影響については、必要により除雪及び除灰等の	
措置を講じる。この運用について、保安規定に定める。	
屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が	
一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等	
対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考	変更なし
慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とする。	
原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は、設計	
基準事故等及び重大事故等時に想定される圧力、温度等の格納容	
器スプレイ水による影響を考慮して、その機能を発揮できる設計	
とする。	
安全施設及び重大事故等対処設備における主たる流路及びその	
流路に影響を与える範囲の健全性は、主たる流路とその主たる流	
路に影響を与える範囲を同一又は同等の規格で設計することによ	
り、流路としての機能を維持する設計とする。	
(2)海水を通水する系統への影響	

変更前	変更後
海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水す	
る、海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処	
設備は耐腐食性材料を使用する。ただし、常時海水を通水するコ	
ンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	
また、使用時に海水を通水する又は淡水若しくは海水から選択	
可能な重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。	
また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計と	
する。	
(3) 電磁波による影響	
電磁波による影響に対して、安全施設は、通常運転時、運転時	変更なし
の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合、また、重	
大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁	
波によりその機能が損なわれない設計とする。	
(4)周辺機器等からの悪影響	
安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに外	
部人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設	
としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	
また、重大事故等対処設備は、事故対応の多様性拡張のために	
設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機	
能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響とし	

変更前	変更後
ては、自然現象及び外部人為事象による波及的影響を考慮する。	
このうち、地震、火災、溢水以外の自然現象及び外部人為事象	
による波及的影響に起因する周辺機器等からの悪影響により、そ	
れぞれ重大事故等及び設計基準事故に対処するための必要な機能	
を損なうおそれがないように、常設重大事故等対処設備は、設計	
基準事故対処設備と位置的分散を図り設置し、可搬型重大事故等	
対処設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料ピットの冷却	
機能若しくは注水機能を有する設備の配置も含めて常設重大事故	
等対象設備と位置的分散を図るとともに、可搬型重大事故等対処	
設備は、その機能に応じて、すべてを一つの保管場所に保管する	
ことなく、一部は離れた位置の保管場所に分散配置する。位置的	変更なし
分散については「5.1.1.2 多様性、位置的分散等」に示	
す。	
地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、常設重	
大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」に基づ	
く設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、地震の波及的影響	
により、それぞれ重大事故等及び設計基準事故に対処するための	
必要な機能を損なわないように、可搬型重大事故等対処設備は、	
設計基準事故対処設備及び使用済燃料ピットの冷却機能若しくは	
注水機能を有する設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と	
位置的分散を図り、可搬型重大事故等対処設備は、その機能に応	
じて、すべてを一つの保管場所に保管することなく、一部は離れ	

変更前	変更後
た位置の保管場所に分散配置する。また、屋内の可搬型重大事故	
等対処設備は、近傍の耐震 B, C クラス補機の耐震評価を実施	
し、油内包機器による地震随伴火災の有無や、地震随伴溢水の影	
響を考慮して保管するとともに、屋外の可搬型重大事故等対処設	
備は、地震により生ずる周辺構造物の倒壊、周辺斜面の崩壊、敷	
地下斜面の滑り、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支	
持力の低下及び地下構造の崩壊を受けない位置に保管する。	
溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を	
喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、想定される溢水	
水位よりも高所に設置し、可搬型重大事故等対処設備は、必要に	
より想定される溢水水位よりも高所に保管する。	変更なし
火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に基	
づく設計とする。	
(5) 設置場所における放射線	
安全施設の設置場所は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化	
時及び設計基準事故が発生した場合、また、重大事故等対処設備	
の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても	
操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの	
離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定	
し、設置場所で操作可能な設計とする。	
重大事故等対処設備は、放射線量が高くなるおそれがある場合	

変更前	変更後
は、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とする	
か、放射線の影響を受けない異なる区画(フロア)又は離れた場	
所から遠隔で、若しくは中央制御室遮蔽区域内である中央制御室	
から操作可能な設計とする。	
可搬型重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故	
等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障	
がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量	
が高くなるおそれの少ない場所を選定するが、放射線量が高くな	
るおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により、当該設備の設	
置、及び常設設備との接続が可能な設計とする。	
	変更なし
(6)冷却材の性状	
冷却材を内包する安全施設は、水質管理基準を定めて水質を管	
理することにより異物の発生を防止する設計とする。	
安全施設及び重大事故等対処施設は、系統外部異物が流入する	
可能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することによ	
り、その機能を有効に発揮できる設計とする。	
5.1.1.6 操作性及び試験・検査性	
(1) 操作性の確保	
重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育による実操	
作及び模擬操作を行うことで、想定される重大事故等が発生した	

変更前	変更後
場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確	
実に操作でき、発電用原子炉設置変更許可申請書「十、発電用原	
子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当	
該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事	
項」ハ. で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確	
保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係	
る体制、管理等については、保安規定に定める。安全施設及び重	
大事故等対処設備の操作性に対する設計上の考慮事項を以下に示	
す。	
操作環境として、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所で	
の操作が可能な設計とする。(「5.1.1.5 環境条件	変更なし
等」)操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保する	
とともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて常設の足場を	
設置するか、操作台を近傍に常設又は配置できる設計とする。ま	
た、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所	
に配備する。	
操作準備として、一般的に用いられる工具又は取付金具を用い	
て、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近	
傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重	
大事故等対処設備の運搬、設置が確実に行えるように、人力又は	
ホース運搬車(SFPスプレイ用)(3・4号機共用(以下同	
じ。))を2台以上用いた運搬又は車両による移動ができるととも	

変更前	変更後
に、設置場所にてアウトリガーの設置、輪留め等による固定又は	
固縛ができる設計とする。	
操作内容として、現場操作については、現場の操作スイッチ	
は、運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とし、現	
場での操作が可能な設計とする。また、電源操作は、感電防止の	
ため電源の露出部への近接防止を考慮した設計とし、常設重大事	
故等対処設備の操作に際しては手順どおりの操作でなければ接続	
できない構造の設計とする。現場で操作を行う弁は、手動操作が	
可能な弁を設置する。現場での接続作業は、ボルト締めフラン	
ジ、コネクタ構造又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一す	
ることにより、確実に接続ができる設計とする。ディスタンスピ	変更なし
ースはボルト締めフランジで取付ける構造とする等操作が確実に	
行える設計とする。また、重大事故等に対処するために急速な手	
動操作を必要とする機器、弁の操作は、要求時間内に達成できる	
ように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制	
御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設	
計とする。	
1号機、2号機、3号機及び4号機の同時被災を考慮した場合	
においても、他号機(1号機、2号機、3号機及び4号機のうち	
自号機を除く。)に影響を与えないよう、専用の海水取水ポイン	
トを設定する設計とする。	
重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大	

変更前	変更後
事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する	
系統から系統構成を変更する必要のある設備は、速やかに切替操	
作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	
可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについて	
は、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルは種別によって	
規格の統一を考慮したコネクタ又はより簡便な接続規格等を、配	
管は配管径や内部流体の圧力によって、高圧環境においてはフラ	
ンジを、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格	
等を用いる設計とする。また、発電用原子炉施設が相互に使用す	
ることができるように1号機、2号機、3号機及び4号機とも同	
一規格又は同一形状とするとともに同一ポンプを接続する配管は	変更なし
同口径のフランジ接続とする等、複数の系統での規格の統一も考	
慮する。	
想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事	
故等対処設備をホース運搬車(SFPスプレイ用)を2台以上用い	
て運搬又は車両により移動するとともに、他の設備の被害状況を	
把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下	
の設計とする。	
屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な	
可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所	
まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するた	
めの経路(以下「アクセスルート」という。)は、自然現象、外	

変更前	変更後
部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をき	
たすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを	
確保する。	
屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津	
波、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山	
の影響、高潮及び森林火災を考慮し、外部人為事象に対して航空	
機墜落による火災、火災の二次的影響(ばい煙及び有毒ガス)、	
危険物を搭載した車両の発火、漂流船舶の衝突、飛来物(航空機	
落下)及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考	
慮する。	
アクセスルート及び火災防護に関する運用については、保安規	変更なし
定に定める。	
屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構築物の倒	
壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面の滑り)、その	
他自然現象による影響(津波による漂着物、台風及び竜巻による	
飛来物、積雪、降灰)を想定し、複数のアクセスルートの中から	
早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブ	
ルドーザを2台(3・4号機共用、3号機に保管(以下同	
じ。))、予備のブルドーザを発電所全体で1台(1・2・3・4	
号機共用、3号機に保管)、油圧ショベルを1台(3・4号機共	
用、3号機に保管(以下同じ。))及び予備の油圧ショベルを発	
電所全体で1台(1・2・3・4号機共用、3号機に保管)等を保	

変更前	変更後
管及び使用する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降	
水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を	
受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。	
津波の影響については、防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセ	
スルートを確保する設計とする。想定を上回る万一のガレキ発生	
に対してはブルドーザ及び油圧ショベルにより速やかに撤去する	
ことにより対処する。また、高潮に対してアクセスルートは津波	
防護対策を行うことにより、通行への影響を受けない設計とす	
る。自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人為事象のうち航空	
機墜落による火災、火災の二次的影響(ばい煙及び有毒ガス)、	
危険物を搭載した車両の発火、漂流船舶の衝突及び飛来物(航空	変更なし
機落下)に対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを	
確保する設計とする。落雷に対しては避雷設備が必要となる箇所	
にアクセスルートを設定しない設計とする。	
屋外アクセスルートは、基準地震動に対して耐震裕度の低い周	
辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想	
定した上で、ブルドーザ及び油圧ショベルによる崩壊箇所の復旧	
を行い、通行性を確保する設計とする。	
屋外アクセスルートで車両のすれ違いに必要な道幅が確保でき	
ない箇所は、待避所を設けることにより車両の通行性を確保する	
設計とする。	
アクセスルートの地盤については、基準地震動による地震力に	

変更前	変更後
対して、耐震裕度を有する地盤に設定することで通行性を確保す	
る設計とする。また、耐震裕度の低い地盤に設定する場合は、道	
路面の滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上	
で、ブルドーザ及び油圧ショベルによる崩壊箇所の復旧を行い、	
通行性を確保する設計とする。不等沈下に伴う段差の発生が想定	
される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするととも	
に、段差が発生した場合には、ブルドーザ及び油圧ショベルによ	
る段差発生箇所の復旧を行う設計とする。さらに、地下構造物の	
損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる設計とす	
る。なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセス	
ルートによる迂回や油圧ショベルによる段差解消対策により対処	変更なし
する。	
屋内アクセスルートは、津波、その他自然現象による影響(台	
風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、降	
灰、生物学的事象、高潮及び森林火災)及び外部人為事象(航空	
機墜落による火災、火災の二次的影響、危険物を搭載した車両の	
発火、漂流船舶の衝突及び飛来物(航空機落下))に対して、外	
部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計	
とする。	
なお、屋内アクセスルートの設定に当たっては、地震随伴火災	
の有無や、地震随伴溢水の影響を考慮してルート選定を行うとと	
もに、建屋内は迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計	

変更前	変更後
とする。	
1号機、2号機、3号機及び4号機の同時被災を考慮しても、	
重大事故等対応にかかる号機ごとの作業の干渉を回避できるよ	
う、1号機及び2号機並びに3号機及び4号機のそれぞれに専用	
のアクセスルートを設定する。	
(2)試験・検査等	
設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、健全性及び能力	
を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所	
の保守点検、試験又は検査(「発電用原子力設備における破壊を	
引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」に準じた検査を含	変更なし
む。)を実施できるよう、分解点検等ができる構造とする。ま	
た、接近性を考慮した配置、必要な空間等を備える設計、構造上	
接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする設計とするとと	
もに非破壊検査が必要な設備については、試験装置を設置できる	
設計とする。	
これらの試験及び検査については、使用前事業者検査及び定期	
事業者検査の法定検査及び「実用発電用原子炉及びその附属施設	
の技術基準に関する規則」に定められた試験及び検査を実施でき	
ることに加え、保全プログラムに基づく点検、日常点検の保守点	
検内容を考慮して設計するものとする。	
重大事故等対処設備は機能・性能の確認において、所要の系統	

変更前	変更後
機能を確認する設備について、原則、系統試験及び漏えい確認が	
可能な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができる	
テストライン等の設備を設置又は必要に応じて準備する。また、	
悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機	
能・性能を確認するため個別に確認を実施するものは、特性及び	
機能・性能確認が可能な設計とする。	
発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備	
は、運転中に定期的に試験又は検査ができる設計とする。ただ	
し、運転中の試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな	
影響を及ぼす場合は、この限りとはしない設計とする。	
また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、そ	変更なし
の健全性並びに多様性及び多重性を確認するため、各々が独立し	
て試験又は検査ができる設計とする。	
運転中における安全保護系に準じる設備である、ATWS緩和	
設備においては、重大事故等対処設備としての多重性を有さない	
ため、検査実施中に機能自体の維持はできないが、原則として運	
転中に定期的に健全性を確認するための試験ができる設計とする	
とともに、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作	
が発生しない設計とする。	
代替電源設備及び可搬型のポンプを駆動するための電源は、系	
統の重要な部分として適切な定期的試験及び検査が可能な設計と	
する。	

変更前	変更後
構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備につい	
ては、原則分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計と	
し、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮す	亦再去」
ることにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が	変更なし
可能な設計とする。	

(2) 適用基準及び適用規格

変更前	変更後
第1章 共通項目	
火災防護設備に適用する共通項目の基準及び規格については、	
以下の基準及び規格並びに、原子炉冷却系統施設、浸水防護施設	
の「適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。	
なお、以下に示す火災防護設備に適用する共通項目の基準及び	
規格を適用する個別の施設区分については「表1.施設共通の適	
用基準及び適用規格(該当施設)」に示す。	
・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準	
(平成25年6月19日原規技発第1306195号)	
 ・発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針(昭和55) 	変更なし
年11月6日原子力安全委員会決定、平成19年12月27日一部改訂)	
 ・発電用火力設備の技術基準の解釈(平成25年5月17日20130507商 局第2号) 	
・JIS A 4201(1992) 建築物等の避雷設備(避雷針)	
・JIS A 4201(2003) 建築物等の雷保護	

変更前	変更後
・日本電気協会「原子力発電所の火災防護規程(JEAC4626-2010)	
	変更なし
・日本電気協会「原子力発電所の火災防護指針(JEAG4607-2010)	

上記の他「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参照する。

なお、表1については、令和元年8月7日付け原規規発第1908072号にて認可された工事計画及び令和3年2月8日付け原規規発第2102086号 にて認可された設計及び工事の計画による。

変更前	変更後
第2章 個別項目	
火災防護設備に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとお	
り。	
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の	
解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)	
・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈(平成	
17年12月15日原院第5号)	
・建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)	変更なし
建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号)	
・高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)	
高圧ガス保安法施行令(平成9年2月19日政令第20号)	
间压为不床女伍爬行节(十成9年2月19日或节第20万)	
 ・消防法(昭和23年7月24日法律第186号) 	
消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)	
消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)	
・危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)	

変更前	変更後
・不燃材料を定める件(平成12年5月30日建設省告示第1400号、改	
正平成16年9月29日国土交通省告示第1178号)	
・発電用火力設備の技術基準の解釈(平成25年5月17日20130507商 局第2号)	
・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査	
指針(平成21年3月9日原子力安全委員会決定)	
・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年 8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	変更なし
・JIS L 1091(1999) 繊維製品の燃焼性試験方法	
 ・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・ 	
許容応力編(JEAG4601・補-1984)」	
・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1987	
)]	
口大康与协人「历了九戏康武型武型社術批判」(1740-400-400-400-	
・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1991	
追補版)」	1

変更前	変更後
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格(2007年版) (JSME S NB1-2007)」	
 ・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005 年版(2007年追補版を含む。))<第I編 軽水炉規格>(JSME S NC1-2005/2007)」 	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2012 年版)<第I編 軽水炉規格>(JSME S NC1-2012)」	変更なし
• "Fire Dynamics Tools(FDTS):Quantitative Fire Hazard	
Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program," NUREG-1805, December 2004	
・IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験	
・IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験	
・UL1581(Fourth Edition)1080.VW-1 垂直燃焼試験 ,2006	

変更前	変更後
• UL2775 Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units	
, 2014	
・日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(JACA No.11A-2003)」	
 ・産業安全研究所「工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆2006) (NIIS-TR-NO.39(2006))」 	変更なし
・電池工業会「蓄電池室に関する設計指針(SBA G 0603:2001)」	
 ・電池工業会「蓄電池室-蓄電池設備に関する技術指針(SBA G 0603:2012)」 	

4 火災防護設備に係る工事の方法

各施設区分共通の工事の方法を以下に示す。

火災防護設備に係る工事の方法は、「1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事 業者検査」、「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」、「2.1.2 主要な耐圧部の溶 接部に係る検査」、「2.1.3 燃料体に係る検査」、「2.2.1 燃料体を挿入できる段階の検査」、 「2.2.2 臨界反応操作を開始できる段階の検査」、「2.3 基本設計方針検査」及び「3.2 燃料 体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。

変更前	変更後
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の	
方法として、原子炉設置(変更)許可を受けた事項、及び「実用発電用原子炉及びその附	
属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の要求事項に適合するため	
の設計(基本設計方針及び要目表)に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手	
順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。	
これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジ	
メントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。	
1. 工事の手順	
1.1 工事の手順と使用前事業者検査	
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査と の関係を含め図1に示す。	
1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査	
主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 2 に	
示す。	
	変更
1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査	なし
燃料体に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図3に示す。	
2. 使用前事業者検査の方法	
構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法、機能及び性能を確認するために	
十分な方法、その他発電用原子炉施設が設計及び工事の計画に従って施設されたもので	
あることを確認するために十分な方法により、使用前事業者検査を図1、図2及び図3の	
フローに基づき実施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメント	
システム」に記載したプロセスにより、抽出されたものの検査を実施する。	
また、使用前事業者検査は、検査の時期、対象、方法、検査体制に加えて、検査の内容	
と重要度に応じて立会、抜取り立会、記録確認のいずれかとすることを要領書等で定め	
実施する。	
2.1 構造、強度又は漏えいに係る検査	
2.1.1 構造、強度又は漏えいに係る検査	
構造、強度又は漏えいに係る検査ができるようになったとき、表 1 に示す検査	
を実施する。	

		変更前		変更後
表1 相	構造、強度又は漏	えいに係る検査(燃料体を除く)	※ 1	
検査項目		検査方法	判定基準	
「設計及び工事に	材料検査	使用されている材料の化学成	設工認のとおり	
係る品質マネジメ		分、機械的強度等が工事計画の とおりであることを確認する。	であること、技 術基準に適合す	
ントシステム」に記			るものであるこ と。	
載したプロセスに	寸法検査	主要寸法が工事計画のとおり	設工認に記載さ	
より、当該工事にお		であり、許容寸法内であること を確認する。	れている主要寸 法の計測値が、	
ける構造、強度又は			許容寸法を満足	
漏えいに係る確認		有害な欠陥がないことを確認	すること。 健全性に影響を	
事項として次に掲		する。	及ぼす有害な欠 陥がないこと。	
げる項目の中から	組立て及び据	組立て状態並びに据付け位置	設工認のとおり	
抽出されたもの。	付け状態を確 認 す る 検 査	及び状態が工事計画のとおり であることを確認する。	に組立て、据付 けされているこ	
・材料検査	(据付検査)		È.	
・寸法検査	状態確認検査	評価条件、手順等が工事計画の とおりであることを確認する。	設工認のとおり であること。	
・外観検査	耐圧検査**2	技術基準の規定に基づく検査	検査圧力に耐	
・組立て及び据付		圧力で所定時間保持し、検査圧 力に耐え、異常のないことを確	え、かつ、異常 のないこと。	
け状態を確認す		認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準の		変更
る検査(据付検		規定に基づく非破壊検査等に		なし
查)	 漏えい検査 ^{※2}	より確認する。	著しい漏えいの	
 状態確認検査 	·爾人·特克····	耐圧検査終了後、技術基準の規 定に基づく検査圧力により漏	者しい漏えいのないこと。	
・耐圧検査		えいの有無を確認する。なお、 漏えい検査が構造上困難な部		
・漏えい検査		位については、技術基準の規定 に基づく非破壊検査等により		
·原子炉格納施設		に並って 邦破壊便重等により 確認する。		
が直接設置され	原子炉格納施 設が直接設置	地盤の地質状況が、原子炉格納 施設の基盤として十分な強度	設工認のとおり であること。	
る基盤の状態を	される基盤の	を有することを確認する。		
確認する検査 ・建物・構築物の	状態を確認す る検査			
 ・運物・桶築初の 構造を確認す 	建物・構築物	主要寸法、組立方法、据付位置	設工認のとおり	
伸 旦 を 唯 認 9 る検査	の構造を確認 する検査	及び据付状態等が工事計画の とおり製作され、組み立てられ	であること。	
	リのるような人地な	していることを確認する。 認知のに対して実体可能な検索す		
※2:耐圧検査及び	バ漏えい検査の方	認対象に対して実施可能な検査を 法について、表1によらない場合 圧試験等」の方針によるものとす	は、基本設計方針	
2.1.2 主要な耐日	三部の溶接部に係	る検査		
主要な耐日	E部の溶接部に係	る使用前事業者検査は、技術基準	第 17 条第 15 号、	

第 31 条、第 48 条第 1 項及び第 55 条第 7 号、並びに実用発電用原子炉及びその附

変更前	変更後
属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合す	
るよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。	
(1) あらかじめ確認する事項	
次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械	
学会 発電用原子力設備規格 溶接規格(JSME S NB1-2007)又は(JSME S NB1-	
2012/2013)」(以下「溶接規格」という。)第2部 溶接施工法認証標準及び第3部	
溶接士技能認証標準に従い、表 2-1、表 2-2 に示す検査を行う。その際、以下のい	
ずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①	
溶接施工法に関することを確認する。	
・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭	
和 45 年通商産業省令第 81 号)第 2 条に基づき、通商産業大臣の認可を受け	
た特殊な溶接方法。	
・平成12年7月以降に、一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電設備	
技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。	
① 溶接施工法に関すること	
② 溶接士の技能に関すること	変更
なお、①又は②について、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されている	なし
ものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表 2-1、表 2-2 に示す検査は要さ	
ないものとする。	
① 溶接施工法に関すること	
・平成 12 年 6 月 30 日以前に電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)に基づき	
国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。	
 ・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づく溶接事 	
業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。	
・平成25年7月8日以降、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す	
る法律(昭和 32 年法律第 166 号)に基づき、各設置者が技術基準への適合	
性を確認した溶接施工法。	
・前述と同等の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制	
に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)における他の施設にて、認可を受	
けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受	
けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合	
しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、	
使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物	

	変更前	変更後		
管理	里施設をいう。			
② 溶接士の技能に関すること ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認め				
	べ作弟3前 裕安工役記述証標準によりて応足されたものと同寺と認め ふるものとして、 技術基準解釈別記-5 に示されている溶接士が溶接を行			
う場				
	用本第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別			
	5の有効期間内に溶接を行う場合。			
	表 2-1 あらかじめ確認すべき事項(溶接施工法)			
検査項目	検査方法及び判定基準			
溶接施工法の 内容確認	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法である ことを確認する。			
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認 する。			
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。			
溶接作業中確認 溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等 が溶接検査計画書のとおりに実施されることを確認する。				
外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。	変更 なし		
溶接後 熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合して いることを確認する。	140		
浸透探傷試験 技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面に確認 おける開口した欠陥の有無を確認する。				
機械試験確認 溶接部の強度、延性及び靭性等の機械的性質を確認するため、継手 引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。				
断面検査確認 管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法 により目視検査及びのど厚測定により確認する。				
(判定) ^{*1} 以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。				
※1:()は検査	項目ではない。			

	変更前	変更後
	表 2-2 あらかじめ確認すべき事項(溶接士)	
検査項目	検査方法及び判定基準	
溶接士の試験内 容の確認	検査を受けようとする溶接士の氏名、溶接訓練歴等、及びその者が行 う溶接施工法の範囲を確認する。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認す る。	
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中 確認	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が溶接検査計画書のとおりであ り、溶接条件が溶接検査計画書のとおり実施されることを確認する。	
外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。	
浸透探傷 試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面に開 口した欠陥の有無を確認する。	
機械試験 確認	曲げ試験を行い、欠陥の有無を確認する。	
断面検査 確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法に より目視検査及びのど厚測定により確認する。	
(判定) *1	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認され た場合、当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。	変 更 なし

(2) 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項

発電用原子炉施設のうち技術基準第 17 条第 15 号、第 31 条、第 48 条第 1 項及 び第 55 条第 7 号の主要な耐圧部の溶接部について、表 3-1 に示す検査を行う。

また、以下の①又は②に限り、原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器に対し てテンパービード溶接を適用することができ、この場合、テンパービード溶接方 法を含む溶接施工法の溶接部については、表 3-1 に加えて表 3-2 に示す検査を実 施する。

- 平成19年12月5日以前に電気事業法に基づき実施された検査において溶 接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法
- ② 以下の規定に基づく溶接施工法確認試験において、溶接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法
 - ・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令
 (昭和45年通商産業省令第81号)第2条に基づき、通商産業大臣の許可
 を受けた特殊な溶接方法
 - ・平成12年7月以降に、一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電設 備技術検査協会による確性試験による適合性確認を受けた特殊な溶接方法

	変更前	変更後
表 3-1	主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項	
検査項目	検査方法及び判定基準	
適用する溶接施工法、	適用する溶接施工法、溶接士について、表 2-1 及び表 2-2 に	
溶接士の確認	示す適合確認がなされていることを確認する。	
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを 確認する。	
開先検査	開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に 適合するものであることを確認する。	
溶接作業検査	あらかじめの確認において、技術基準に適合していることが 確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているか を確認する。	
熱処理検査	溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技術基準 に適合するものであること、また、あらかじめの確認において 技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲に より実施しているかを確認する。	
非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が 技術基準に適合するものであることを確認する。	変更
機械検査	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が 技術基準に適合するものであることを確認する。	ない
耐圧検査 ^{※1}	規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがない ことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は、 可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として 非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合することを確 認する。	
(適合確認)*2	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが 確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとす る。	
	ついて、表 3-1 によらない場合は、基本設計方針の共通項目 科及び構造等」の方針によるものとする。	
※2:()は検査項目で	はない。	

変更前						変更後
表 3-2 溶接施工した構造物に対して確認する事項(テンパービード溶接を適用する場合)						
検査 項目	検査方法及び判定基準		クラッド 材の溶接		バタリング 材の溶接	
材料	1. 中性子照射 10 ¹⁹ nvt 以上受ける設備を溶接する場合に使用する溶接材料 の銅含有量は、0.10%以下であることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
検査	2. 溶接材料の表面は、錆、油脂付着及び汚れ等がないことを確認する。	適用	適用	適用	適用	
	1. 当該施工部位は、溶接規格に規定する溶接後熱処理が困難な部位であることを図面等で確認する。	適用	適用	適用	適用	
	 当該施工部位は、過去に当該溶接施工法と同一又は類似の溶接後熱処 理が不要な溶接方法を適用した経歴を有していないことを確認する。 	適用	適用	適用	適用	
開	3. 溶接を行う機器の面は、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験を行い、これに 合格することを確認する。	適用	適用	適用	適用	
先	4. 溶接深さは、母材の厚さの2分の1以下であること。	適用	_	適用	_	
検査	5. 個々の溶接部の面積は650cm ² 以下であることを確認する。	適用	—	適用	_	
笡	6. 適用する溶接施工法に、クラッド材の溶接開先底部とフェライト系母 材との距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足しているこ とを確認する。	_	適用	_	_	
	 7. 適用する溶接施工法に、溶接開先部がフェライト系母材側へまたがって設けられ、そのまたがりの距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足していることを確認する。 	_	_	適用	_	
	自動ティグ溶接を適用する場合は、次によることを確認する。					
	1. 自動ティグ溶接は、溶加材を通電加熱しない方法であることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
	2. 溶接は、適用する溶接施工法に規定された方法に適合することを確認 する。					変更
	①各層の溶接入熱が当該施工法に規定する範囲内で施工されていることを確認する。	適用	適用	適用	適用	なし
溶 接 作	②2層目端部の溶接は、1層目溶接端の母材熱影響部(1層目溶接による粗粒化域)が適切なテンパー効果を受けるよう、1層目溶接端と2 層目溶接端の距離が1mmから5mmの範囲であることを確認する。	適用	_	適用	_	
業検	③予熱を行う溶接施工法の場合は、当該施工法に規定された予熱範囲及び予熱温度を満足していることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
査	④当該施工法にパス間温度が規定されている場合は、温度制限を満足していることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
	⑤当該施工法に、溶接を中断する場合及び溶接終了時の温度保持範囲と 保持時間が規定されている場合は、その規定を満足していることを確 認する。	適用	適用	適用	適用	
	⑥余盛り溶接は、1層以上行われていることを確認する。	適用	—	適用	_	
	⑦溶接後の温度保持終了後、最終層ビードの除去及び溶接部が平滑となるよう仕上げ加工されていることを確認する。	適用	_	適用	_	
	溶接部の非破壊検査は、次によることを確認する。					
	1.1層目の溶接終了後、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合 格することを確認する。	適用	—	—	—	
	2. 溶接終了後の試験は、次によることを確認する。					
非	①溶接終了後の非破壊試験は、室温状態で48時間以上経過した後に実施していることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
破壊	②予熱を行った場合はその領域を含み、溶接部は磁粉探傷試験又は浸透 探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	適用	適用	適用	
検査	③超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	-	適用	適用	-	
<u> </u>	④超音波探傷試験又は2層目以降の各層の磁粉探傷試験若しくは浸透探 傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	-	-	_	
	⑤放射線透過試験又は超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	-	_	-	適用	
	3. 温度管理のために取り付けた熱電対がある場合は、機械的方法で除去し、除去した面に欠陥がないことを確認する。	適用	適用	適用	適用	

	Z	变更前		変更後
2.1.3 燃料体に係る検査				
燃料体については	、以下(1)~((3)の加工の工程ごとに表 4 に示	、す検査を実施す	
る。なお、燃料体を	発電用原子炉は	こ受け入れた後は、原子炉本体と	して機能又は性	
能に係る検査を実施	iする。			
(1) 燃料材、燃	料被覆材その	他の部品については、組成、構造	巨又は強度に係る	
試験をするこ	とができる状	態になった時		
(2) 燃料要素の	加工が完了し	た時		
(3) 加工が完了	した時			
また、燃料体につ	oいては構造、	強度又は漏えいに係る検査を実	施することによ	
り、技術基準への適	合性が確認で	きることから、構造、強度又は漏	えいに係る検査	
の実施をもって工事	の完了とする	0		
表 4 構造	、強度又は漏	えいに係る検査(燃料体)*1		
検査項目		検査方法	判定基準	
(1) 燃料材、燃料被覆材その 他の部品の化学成分の分 析結果の確認その他これ らの部品の組成、構造又は	材料検查※2	使用されている材料の化学成 分、機械的強度等が工事計画 のとおりであることを確認す る。		変更 なし
強度に係る検査 (2) 燃料要素に係る次の検	寸法検査	主要寸法が工事計画のとおり であり、許容寸法内であるこ とを確認する。		
査 一 寸法検査 二 外観検査 三 表面汚染密度検査	外観検査	有害な欠陥等がないことを確 認する。	乳て初のしれ	
四 溶接部の非破壊検査 五 圧力検査	表面汚染 密度検査	表面に付着している核燃料物 質の量が技術基準の規定を満 足することを確認する。	設工認のとお りであるこ と、技術基準 に適合するも	
 六 漏えい検査(この表の (3) 三に掲げる検査が 行われる場合を除く。) 	溶接部の 非破壊検査	溶接部の健全性を非破壊検査 等により確認する。	に過日,500 のであるこ と。	
(3) 組み立てられた燃料体 に係る次の検査	漏えい検査	漏えい試験における漏えい量 が、技術基準の規定を満足す ることを確認する。		
一 寸法検査 二 外観検査 三 漏えい検査(この表の)	圧力検査	初期圧力が工事計画のとおり であり、許容値内であること を確認する。		
(2) 六に掲げる検査が 行われる場合を除く。) 四 質量検査	質量検査	燃料集合体の総質量が工事計 画のとおりであり、許容値内 であることを確認する。		
 ※1:基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。 ※2:MOX 燃料における実際の製造段階で確定するプルトニウム含有率の燃料体平均、プルトニウム含有率及び核分裂プルトニウム富化度のペレット最大並びにウラン235 濃度の設計値と許容範囲は使用前事業者検査要領書に記載し、要目表に記載した条件に合致していることを確認する。 				

変更前					
2.2 機能又は性能に係	系る検査				
機能又は性能を研	崔認するため、以下のとおり検査を行う。				
ただし、表1の表	長中に示す検査により機能又は性能を確認でき	る場合は、表5、表6			
又は表7の表中に表	示す検査を表1の表中に示す検査に替えて実施	する。			
また、改造、修理	又は取替の工事であって、燃料体を挿入でき	る段階又は臨界反応操			
作を開始できる段隊	皆と工事完了時が同じ時期の場合、工事完了問	寺として実施すること			
ができる。					
構造、強度又は湯	扇えいを確認する検査と機能又は性能を確認 ⁻	する検査の内容が同じ			
場合は、構造、強度	又は漏えいを確認する検査の記録確認をもっ	て、機能又は性能を確			
認する検査とするこ					
2.2.1 燃料体を挿る	へできる段階の検査				
	戸に燃料体を挿入することができる状態になっ	ったとき表 5 に示す検			
査を実施する。					
	表 5 燃料体を挿入できる段階の検査 ^{※1}		変更		
検査項目	検査方法	判定基準	友見なし		
発電用原子炉に燃料	発電用原子炉に燃料体を挿入するにあた	原子炉に燃料体を	14 0		
本を挿入した状態に	光電用原丁がに燃料体を伸入するにのたり、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に	尿」 / に 然 付 体 を 挿入するに あた			
おいて必要なものを	係る機能又は性能を試運転等により確認す	り、確認が必要な			
確認する検査及び工	るほか、発電用原子炉施設の安全性確保の	範囲について、設			
程上発電用原子炉に	観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入し	工認のとおりであ			
燃料体を挿入する前	た状態において必要な工学的安全施設、安	り、技術基準に適			
でなければ実施でき	全設備等の機能又は性能を当該各系統の試	合するものである			
ない検査	運転等により確認する。	こと。			
※1:基本設計方針のう	ち適合性確認対象に対して実施可能な検査を	含む。			
2.2.2 臨界反応操作	乍を開始できる段階の検査				
発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になったとき、表 6					
に示す検査を実施する。					

	変更前		変更後		
表	6 臨界反応操作を開始できる段階の検査**				
検査項目	検査方法	判定基準			
発電用原子炉が臨界	発電用原子炉の出力を上げるにあたり、発	原子炉の臨界反応			
に達する時に必要な	電用原子炉に燃料体を挿入した状態での確	操作を開始するに			
ものを確認する検査	認項目として、燃料体の炉内配置及び原子	あたり、確認が必			
及び工程上発電用原	炉の核的特性等を確認する。また、工程上	要な範囲につい			
子炉が臨界に達する	発電用原子炉が臨界に達する前でなければ	て、設工認のとお			
前でなければ実施で	機能又は性能を確認できない設備につい	りであり、技術基			
きない検査	て、機能又は性能を当該各系統の試運転等	準に適合するもの			
	により確認する。	であること。			
※1:基本設計方針のう	ち適合性確認対象に対して実施可能な検査を	含む。			
2.2.3 工事完了時の	り検査				
全ての工事が	が完了したとき、表7に示す検査を実施する。				
	表 7 工事完了時の検査*1				
検査項目	検査方法	判定基準			
発電用原子炉の出力	工事の完了を確認するために、発電用原子	当該原子炉施設の	変更		
運転時における発電	炉で発生した蒸気を用いる施設の試運転等	供用を開始するに	なし		
用原子炉施設の総合	により、当該各系統の機能又は性能の最終	あたり、原子炉施	0, 0		
的な性能を確認する	的な確認を行う。	設の安全性を確保			
検査、その他工事の完	発電用原子炉の出力を上げた状態における	するために必要な			
了を確認するために	確認項目として、プラント全体での最終的	範囲について、設			
必要な検査	な試運転により発電用原子炉施設の総合的	工認のとおりであ			
	な性能を確認する。	り、技術基準に適			
		合するものである			
		こと。			
※1:基本設計方針	計のうち適合性確認対象に対して実施可能な検	資査を含む。			
2.3 基本設計方針検ィ					
基本設計方針の	うち「構造、強度又は漏えいに係る検査」及び	「機能又は性能に係る			
検査」では確認でき	きない事項について、表8に示す検査を実施す	-3.			
表 8 基本設計方針検査					
検査項目	検査方法	判定基準			
基本設計方針検査	基本設計方針のうち表 1、表 5、表 6、表 7	「基本設計方針」			
	では確認できない事項について、基本設計	のとおりであるこ			
	方針に従い工事が実施されたことを工事中	と。			
	又は工事完了時における適切な段階で確認				
	する。				

変更前

2.4 品質マネジメントシステムに係る検査

実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロ セス、「1. 工事の手順」並びに「2. 使用前事業者検査の方法」のとおり行われているこ との実施状況を確認するとともに、使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の 段階で作成される製造メーカ等の記録の信頼性を確保するため、表 9 に示す検査を実 施する。

表9 品質マネジメントシステムに係る検査

検査項目	検査方法	判定基準				
品質マネジメントシ ステムに係る検査	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及 び工事に係る品質マネジメントシステム」 に示すプロセスのとおり実施していること を品質記録や聞取り等により確認する。こ の確認には、検査における記録の信頼性確 認として、基となる記録採取の管理方法の 確認やその管理方法の遵守状況の確認を含	設工認で示す「設 計及び工事に係る 品質マネジメント システム」及び「工 事の方法」のとお りに工事管理が行 われていること。				
	確認やての自連力伝の優り状況の確認を占む。					

変更なし

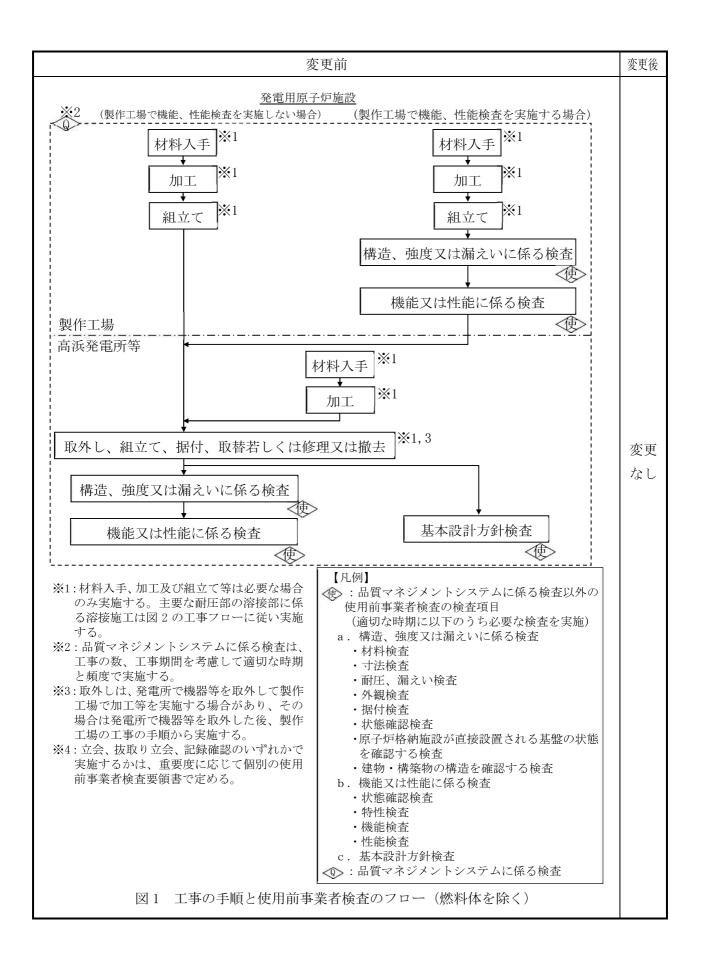
変更後

- 3. 工事上の留意事項
- 3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項

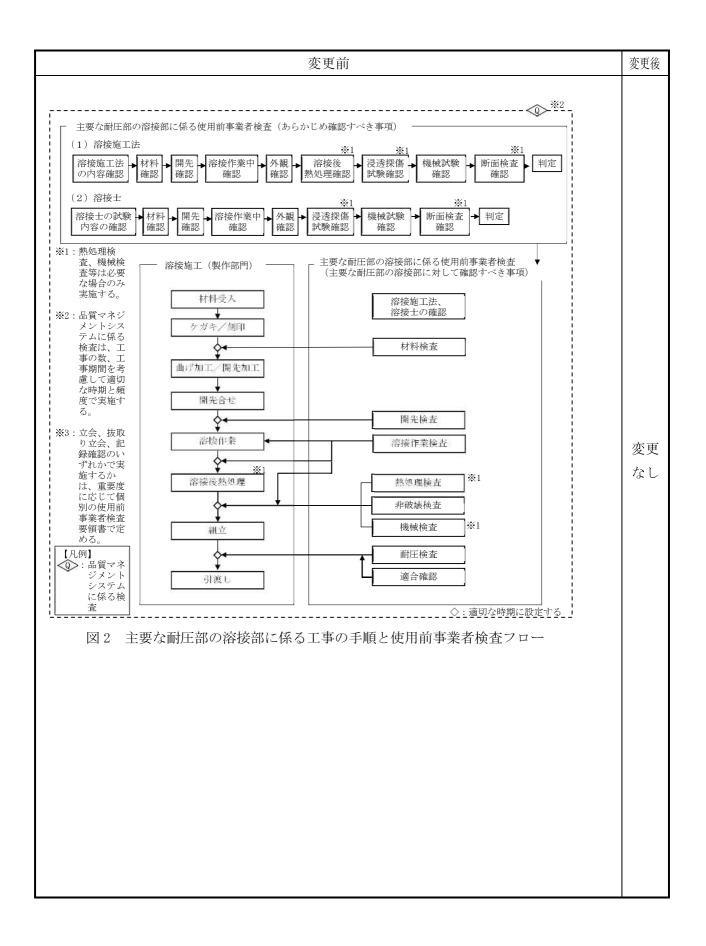
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事 の実施にあたっては、発電用原子炉施設保安規定を遵守するとともに、従事者及び公 衆の安全確保や既設の安全上重要な機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意 し工事を進める。

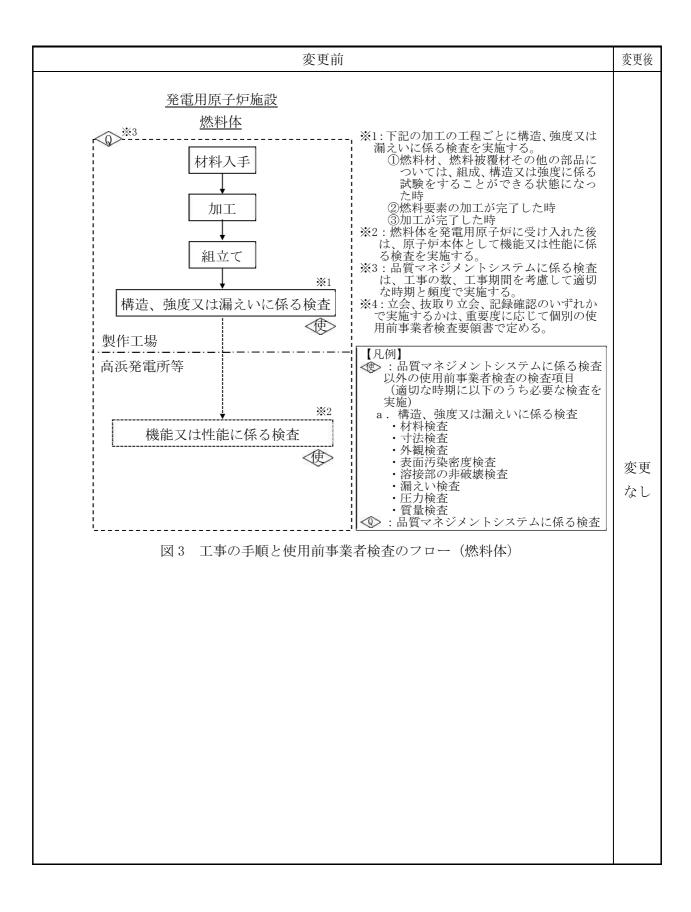
- a. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、周辺資機材、他の発 電用原子炉施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維 持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。
- b. 工事にあたっては、既設の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、 作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、 作業管理等の必要な措置を講じる。
- c. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、必要に応じて、供用 後の施設管理のための重要なデータを採取する。
- d. プラントの状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。
 e. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。

変更前	変更後
 変更前 f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。 h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー(燃料体を除く)」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。 	変更後
 i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。 	変更 なし
 3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項 燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。 a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を維持する。 e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。 f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。 	



- T3-II-8-4-4-14 -





3. Ⅲ. 工事工程表

Ⅲ. 工事工程表

今回の工事の工程は次のとおりである。

6									
			年月	2022	年度	2023	年度	2024	年度
項目				上期	下期	上期	下期	上期	下期
その	現	地工事	期 間						
他発電用原子炉	検査及び	構造、強度又は 係る検査をする きるようになっ	ことがで				\diamond		
曖の 設附 前	使用前	工事完了時の検 ことができるよ た時					\diamond		
) 属施設のうち	可能時期	品質マネジメン ムに係る検査を ができるように	すること				\diamond		

第1表 工事工程表

4. IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

- IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
- 1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

当社は、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動を行う仕組みを含めた原子炉施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に 係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「高浜発電所原子炉 施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定 品質マネジメントシステム計画」という。)に定めている。

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。) は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理 の方法、組織等の計画された事項を示したものである。

- 2. 適用範囲·定義
- 2.1 適用範囲

設工認品質管理計画は、高浜発電所3号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。

2.2 定 義

設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。

(1) 実用炉規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和 53 年 12 月 28 日通商産業省令 第 77 号)をいう。

(2) 技術基準規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原 子力規制委員会規則第6号)をいう。

(3) 実用炉規則別表第二対象設備

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和 53 年 12 月 28 日通商産業省令 第 77 号)の別表第二「設備別記載事項」に示された設備をいう。

(4) 適合性確認対象設備

設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)に基づき、技術基準規則への適合性を 確保するために必要となる設備をいう。

3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等

設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム

計画に基づき以下のとおり実施する。

3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)

設計、工事及び検査は、本店組織及び発電所組織で構成する体制で実施する。

設計、工事及び検査に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査について責 任と権限を持つ。

- 3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査
- 3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用

設工認におけるグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。

設計・調達の管理に係るグレード分け(原子炉施設)

重要度**	グレードの区分
 次のいずれかに該当する工事 ○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類 ○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事 	Aクラス 又は Bクラス
上記以外の設備に係る工事	Cクラス

※:上記の「クラス1~3」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1~3であり、発電への影響度区分との関係は以下のとおり。

発電への 影響度区分		安全上の機能別重要度区分						
		クラス1		クラス2		クラス3		その他
		PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	その他
	R1					В		
	R2	А		D				
	R3					С		

R1:その故障により発電停止となる設備

R2:その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備(R1を除く)

R3:上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備

設計・調達の管理に係るグレード分け(原子炉施設のうち重大事故等対処施設)

重要度	グレードの区分
○特定重大事故等対処施設○重大事故等対処設備(常設設備)	SA常設
○重大事故等対処設備(可搬設備)	SA可搬(工事等含む) 又は SA可搬(購入のみ)

3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査

設工認における設計、工事及び検査の流れを第 3.2-1 図に示すとともに、設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第 3.2-1 表に示す。

なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請(届出)が不要な工事を行う場合 は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可 された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合し ていることを確認する。

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第 3.2-1 表に示す 「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査 (以下「レビュー」という。)を実施するとともに、記録を管理する。

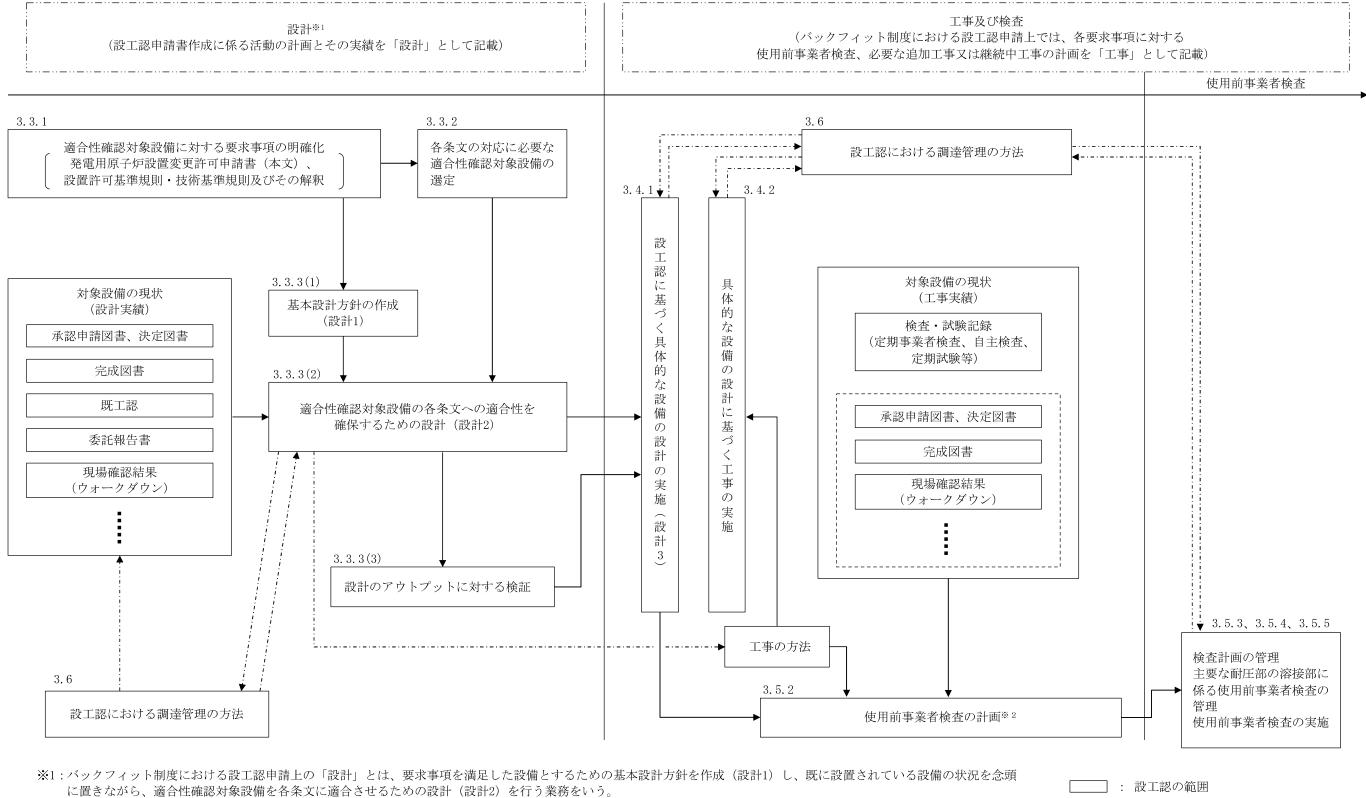
なお、設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組織で当該設備 の設計に関する専門家を含めて実施する。

設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理(第3.2-1表における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」~「3.6 設工認における調達管理の方法」)のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

			但它相学日所一之	
		之 戶几 7日之	保安規定品質マネ	HIT TH
	ſ	 	ジメントシステム	概 要
	[ミリンボッロ氏体	計画の対応項目	マントリン かれ トット ソン・ソエム ヨヨー
	3.3	設計に係る品質管	7.3.1 設計開発計	適合性を確保するために必要な設計
		理の方法	画 一	を実施するための計画
	3.3.1	適合性確認対象設	7.3.2 設計開発に	設計に必要な技術基準規則等の要求
	*	備に対する要求事	用いる情報	事項の明確化
	···	項の明確化		
		各条文の対応に必		技術基準規則等に対応するための設
	3.3.2	要な適合性確認対		備・運用の抽出
		象設備の選定		
	3.3.3(1)	基本設計方針の作	7.3.3 設計開発の	要求事項を満足する基本設計方針の
設	3. 3. 3 (1) ₩	成(設計1)	結果に係る情報	作成
計	*			
		適合性確認対象設	7.3.3 設計開発の	適合性確認対象設備に必要な設計の
	3.3.3(2)	備の各条文への適	結果に係る情報	実施
	*	合性を確保するた		
		めの設計(設計2)		
		設計のアウトプッ	7.3.5 設計開発の	基準適合性を確保するための設計の
	3.3.3(3)	トに対する検証	検証	妥当性のチェック
			2 ···	
	3.3.4	設計における変更	7.3.7 設計開発の	設計対象の追加や変更時の対応
	*		変更の管理	
		設工認に基づく具	7.3.3 設計開発の	設工認を実現するための具体的な設
	3. 4. 1 ☀	体的な設備の設計	結果に係る情報	計
		の実施(設計3)	7.3.5 設計開発の	
			検証	
		具体的な設備の設		適合性確認対象設備の工事の実施
	3.4.2	計に基づく工事の	_	
		実施		
		使用前事業者検査		適合性確認対象設備が、認可された設
		での確認事項		工認に記載された仕様及びプロセス
	3.5.1		—	のとおりであること、技術基準規則に
I.				適合していること
事		使用前事業者検査		適合性確認対象設備が、認可された設
及		の計画		工認に記載された仕様及びプロセス
び	3.5.2	*> H1 IE4		ここのとおりであること、技術基準規則に
検	0.0.2			適合していることを確認する計画と
査				過日していることを確認する計画と 方法の決定
		検査計画の管理		使用前事業者検査を実施する際の工
	3.5.3	1页 旦 町 凹 17 百 垤	—	使用前事業有快重を美施9 る际の上 程管理
		主要な耐圧部の溶		住官理 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前
	2 5 4	主要な順圧部の格接部に係る使用前	_	
	3.5.4			事業者検査を実施する際のプロセスの第3月
		事業者検査の管理	7.0.c、三九三上日日マや ヘ	の管理
1		使用前事業者検査	7.3.6 設計開発の	適合性確認対象設備が、認可された設
	3.5.5	の実施	妥当性確認	工認に記載された仕様及びプロセス
			8.2.4 機器等の検	のとおりであること、技術基準規則に
			查等	適合していることを確認
調		設工認における調	7.4 調達	適合性確認に必要な、設計、工事及び
調達	3.6	達管理の方法	8.2.4 機器等の検	検査に係る調達管理
			査等	
	-	弐 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		「「子」、ア「ヨーの々の叱いよいよて

第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

※:「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階における レビュー」の各段階を示す。



また、この設計の結果を基に、設工認として申請が必要な範囲について、設工認申請書にまとめる。

※2:条文ごとに適合性確認対象設備が技術基準規則に適合していることを確認するための検査方法(代替確認の考え方を含む。)の決定とその実施を使用前事業者検査の計画と して明確にする。

第3.2-1 図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ

-----▶ : 必要に応じ実施する業務の流れ

- T3-IV-5 -

- 3.3 設計に係る品質管理の方法
- 3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するため に必要な要求事項を明確にする。

3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は、設工認に関連する工事において、追加・変更となる適合性 確認対象設備(運用を含む。)に対する技術基準規則への適合性を確保するために、実際に 使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて、適合性確認対象設備として抽 出する。

3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保す るための設計を以下のとおり実施する。

(1) 基本設計方針の作成(設計1)

「設計 1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、 必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)

「設計 2」として、「設計 1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備 に必要な詳細設計を実施する。

なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手 計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。

(3) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、設計1及び設計2の結果について、適合性確認を実施し た者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。

3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響 を受けるものについて必要な設計を実施し、設計結果を必要に応じ修正する。

3.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計(設計3)、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。

また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用し

て実施する。

3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかにより、設工認に基づ く製品実現のための設備の具体的な設計(設計3)を実施する。

- ・自社で設計する場合
- ・「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、発電所組織の工事を主管する 箇所の長が調達管理として「設計3」を管理する場合
- ・「設計3」を発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計3」を管理する場合
- ・「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計 3」を管理する場合
- 3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

3.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に 基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、 実施する。

3.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及び プロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の 項目について検査を実施する。

①実設備の仕様の適合性確認

②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち、①を第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施する。

②については、工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 主要 な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実 施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認を QA 検査に追加する。

また、QA 検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録の 信頼性確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

3.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕 様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、 使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.5-1表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、 使用前事業者検査を計画する。

個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないこと を総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる 使用前事業者検査(負荷検査)の計画を必要に応じて策定する。

また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定 基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。

3.5.3 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段 階で実施するため、関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。

使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理 する。

3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理

主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを 踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び 監視を行う。

また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、溶接材料、溶接施 工法、熱処理条件、検査項目等)により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施 に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実 施する。

3.5.5 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。

(1) 使用前事業者検査の独立性確保

使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。

- (2)使用前事業者検査の体制使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。
- (3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された 仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するた め「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を 実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。

実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定す る。

(4) 使用前事業者検査の実施

検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、検査要領書に基づき、確 立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。

E	要求種別	IJ	確認項目	確認視点	主な検査項目
			名称、取付箇	設計要求どおりの名称、取	据付検査
		設置	所、個数、設置	付箇所、個数で設置されて	状態確認検査
		要求	状態、保管状態	いることを確認する。	外観検査
			材料、寸法、耐	要目表の記載どおりである	材料検査
			圧・漏えい等の	ことを確認する。	寸法検査
			構造、強度に係		建物・構築物構造検査
			る仕様(要目		外観検査
	設計	长秋 会出	表)		据付検查
設備		機能要求	系統構成、系統	実際に使用できる系統構成	状態確認検査
	安水	安水	隔離、可搬設備	になっていることを確認す	耐圧検査
			の接続性	る。	漏えい検査
			上記以外の所	目的とする機能・性能が発	特性検查
			要の機能要求	揮できることを確認する。	機能・性能検査
			事項		
		評価	解析書のイン	評価条件を満足しているこ	内容に応じて、評価条
		 晋 一 要求	プット条件等	とを確認する。	件を設置要求、機能要
		安水	の要求事項		求の検査を適用
			手順確認	(保安規定)	状態確認検査
運用	運用要	豆求		手順化されていることを確	
				認する。	

第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

3.6 設工認における調達管理の方法

設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管 理を実施する。

3.6.1 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術 的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。

3.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要 度に応じてグレード分けを行い管理する。

3.6.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分け を適用する。

(1) 調達文書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム 計画に示す調達要求事項を含めた調達文書(以下「仕様書」という。)を作成し、供給者 の業務実施状況を適切に管理する。(「(2) 調達製品の管理」参照)

調達を主管する箇所の長は、一般汎用品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一 般汎用品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で検査 を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があるこ とを供給者へ要求する。

(2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品 が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を 満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。

調達を主管する箇所の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証 の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。 3.6.4 請負会社他品質監查

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化 を育成し及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するた めに、請負会社他品質監査を実施する。

- 3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ
- 3.7.1 文書及び記録の管理
 - (1)適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録 設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、 保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切 に管理する。
 - (2)供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査 に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合に おいて、適用可能な図書として扱う。

- (3)使用前事業者検査に用いる文書及び記録
 使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、
 (2)を用いて実施する。
- 3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ
 - 計量器の管理

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、保安規定品質マ ネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計量器について、校正・ 検証及び識別等の管理を実施する。

(2)機器、弁及び配管等の管理

工事を主管する箇所の長は、機器、弁及び配管等について、保安規定品質マネジメン トシステム計画に従った管理を実施する。

3.8 不適合管理

設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については、保安規定品質マ ネジメントシステム計画に基づき処置を行う。 4. 適合性確認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備の工事は、保安規定に規定する施設管理に基づき業務を実施する。

5. V. 変更の理由

V. 変更の理由

電線管等に敷設する火災防護対象ケーブルの系統分離対策について、現場の状態が既工事 計画と整合していないことを確認したことから、早期に是正処置を図るべく現場の状況を踏 まえた対策を行うため、その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備の基本設計方針 の変更を行う。

6. VI. 添付書類

VI. 添付書類

1. 添付資料

1. 添付資料

- 資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
- 資料2 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書
- 資料3 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
- 資料4 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- 資料5 耐震性に関する説明書